

令和6年第4回那須烏山市議会12月定例会（第4日）

令和6年12月6日（金）

開議 午前10時00分

閉会 午後 2時39分

◎出席議員（15名）

| | | | |
|-----|------|-----|------|
| 1番 | 高木洋一 | 2番 | 福田長弘 |
| 3番 | 荒井浩二 | 4番 | 堀江清一 |
| 5番 | 興野一美 | 6番 | 青木敏久 |
| 7番 | 矢板清枝 | 8番 | 滝口貴史 |
| 9番 | 小堀道和 | 10番 | 相馬正典 |
| 11番 | 田島信二 | 12番 | 渋井由放 |
| 14番 | 中山五男 | 15番 | 高田悦男 |
| 16番 | 平塚英教 | | |

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

| | |
|---------------|-------|
| 市長 | 川俣純子 |
| 副市長 | 熊倉精介 |
| 教育長 | 内藤雅伸 |
| 会計管理者兼会計課長 | 高田勝 |
| 総合政策課長 | 小原沢一幸 |
| 公共施設再編担当課長 | 関雅人 |
| まちづくり課長 | 大鐘智夫 |
| 総務課長併 | |
| 選挙管理委員会事務局書記長 | 佐藤博樹 |
| 税務課長 | 川俣謙一 |
| 市民課長 | 大谷啓夫 |
| 福祉事務所長兼健康福祉課長 | 岡誠 |
| こども課長 | 水上和明 |
| 農政課長 | 深澤宏志 |
| 商工観光課長 | 星貴浩 |

都市建設課長

佐藤光明

上下水道課長

石嶋賢一

学校教育課長

齋藤浩文

生涯学習課長

黒尾明美

◎事務局職員出席者

事務局長

菊地唯一

書記

渡辺睦美

書記

吉川和穂

○議事日程

- 日程 第 1 一般質問について（議員提出）
- 日程 第 2 発議第 1号 那須烏山市議会議員定数条例の一部改正について（議員提出）
- 日程 第 3 発議第 2号 議員倫理特別委員会の設置について（議員提出）
- 日程 第 4 報告第 1号 特別委員会委員の選任について（議長提出）
- 日程 第 5 報告第 2号 特別委員会委員長及び副委員長の報告について（議長提出）
- 日程 第 6 閉会中の継続調査の申し出について
-

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

[午前10時00分開議]

○議長（青木敏久） おはようございます。

傍聴席の皆様方には、お忙しい中、議場に足をお運びいただきありがとうございます。

ただいま出席している議員は15名です。

定足数に達しておりますので、ただいまから会議を開きます。

本日、議会運営委員会を開き、日程を追加いたしました。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 一般質問について

○議長（青木敏久） 日程第1 一般質問についてを通告に基づき行います。

なお、議会運営に関する申合せにより、質問者の持ち時間を質問と答弁を含めて75分以内としておりますことから、議長において時間を計測し、持ち時間の75分を超えた場合は制止いたします。

また、質問者の通告した予定時間となりましたら質問の終了を求めますので、御了解願います。

なお、通告された質問の要旨からは想定できない質問内容等の場合には注意をいたしますので、併せて御了解願います。

質問、答弁は簡潔明瞭に行うようお願いいたします。

通告に基づき、7番矢板清枝議員の発言を許します。

7番矢板清枝議員。

[7番 矢板清枝 登壇]

○7番（矢板清枝） 議場内の皆様、おはようございます。本日、一般質問最終日となりました。ただいま青木議長に発言の許可をいただきましたので、7番矢板清枝、一般質問をさせていただきます。

議場に足をお運びいただきました皆様、ユーチューブ配信を御覧の皆様、議会に関心を寄せていただきまして、誠にありがとうございます。

今回は3項目について、通告に従いまして、質問いたします。執行部の誠意ある御答弁を期待いたしまして、質問席から質問いたします。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（青木敏久） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） それでは、一番最初の質問をさせていただきます。

社会におけるジェンダー平等について。民法750条の規定では、結婚時に夫婦のいずれか

が姓を改め、夫婦同姓にすると定められています。自治体の婚姻届の記入例が、結婚後の夫婦の氏が夫にチェックを入れるということが多いようです。これにより無意識にジェンダーバイアスがかかってしまうということになり、妻の氏の選択の余地を奪ってしまうことにもなりかねません。日本の夫婦同姓は、国連女性差別撤廃委員会から差別的な規定と繰り返し勧告を受けており、婚姻により姓を変えることの多い女性や一人っ子同士での結婚において大きな障害となっています。

選択的夫婦別姓制度の導入は、世論調査で国民の約6割が賛成もしくは容認しているものの、依然として国会での議論は進んでいない状況であります。婚姻届の記入例を見直すことにより、夫婦でどちらかの姓を選択するのかを考えることは、選択的夫婦別姓制度の法制化についても考える機会になるのではないかと考え、以下の点について伺います。

①本市の婚姻届の記入例で夫婦の氏が「夫・妻」のどちらでも選択できることが理解できるよう、記入例の見直しについて見解をお伺いいたします。

○議長（青木敏久） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 本市独自で作成している婚姻届の記載例についてお答えいたします。

現在の本市における婚姻届の記載例には、「婚姻後の夫婦の氏」は「夫」を選択しているものを作成、配布しております。婚姻届の記載例の取扱いにつきましては、その表記により、どちらかの氏を誘導しているように感じるなど、全国的に議員がおっしゃるように課題となっているところでございます。

本市としましては、夫婦どちらかの氏を誘導することがないような記載例へ見直しを図ることとしておりますので、御理解のほどお願いしたいと思います。

○議長（青木敏久） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） 再質問させていただきます。

婚姻届の受理件数というのは、今回、質問で特段聞いてはいなかったんですけども、もしお持ちであればお伺いしたいと思います。

○議長（青木敏久） 大谷市民課長。

○市民課長（大谷啓夫） お答えします。

市の窓口での受付につきましては、36件になります。

以上です。

○議長（青木敏久） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） この36件というのは、今年の数でよろしいのでしょうか。今年度。

○議長（青木敏久） 大谷市民課長。

○市民課長（大谷啓夫） 失礼いたしました。令和5年度になります。

○議長（青木敏久） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） 「一般社団法人あすには」というところがあるんですけども、婚姻届上の結婚後の名のる姓の記入例について、全国の自治体を調査し、今年3月に結果を発表いたしました。有効データが集まった47都道府県の526自治体を調べたところ、9割が男性側へ改姓する例しか記していなかったということが分かりました。

そこで、結婚で姓を変えるのは妻という思い込みをなくそうと、静岡市は先頃、婚姻届の記載例を改訂しました。以前は夫側に改姓する例のみだったのが、妻側に改姓する例も追加したということで、婚姻後の氏のいずれかにチェックするという文言とともに、「夫・妻」両方の氏にチェックマークを入れた表記の見直しがされました。同課の担当者は、社会におけるジェンダー平等の観点から鑑みて、先入観を外すために変更を決めたということをお伺いしました。

そこで、先ほど市長も変えていきたいということをおっしゃっていただいたんですけども、変えていただくのはいつ頃になるか、表記の見直しについて、もう一度お伺いしたいと思います。

○議長（青木敏久） 大谷市民課長。

○市民課長（大谷啓夫） 記載例につきましては、県内の各市を調査したところ、夫を選択しているところが本市を含めて10市、妻を選択しているところが1市、夫と妻、両方を用意しているところが1市、空欄のままというところが2市ございます。

本市におきましては、今現在、夫のところをチェックしておりますので、県内のほかの市のほうを確認しながら、早急に対応のほうをしてまいりたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（青木敏久） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） これは各市町で出している婚姻届の記載例ということ、私も婚姻届を久しぶりにもらってきたんですけども、その中に入っていたのを見させていただいて、チェック欄がどうなっているのかなって確認したところ、夫のところチェックがなっていたということなので、できれば、これは何の疑問も持たず書いていたところもありますが、やはりジェンダー平等というところの観点からいくと、ここはしっかり選択できるようなものに早急にしていただきたいと思っています。

早急にというのは、日にちは決まっていらないと思うんですけども、この記載例に関しては、本市ですぐ作れると思いますので、できれば早くに、婚姻届、去年は36件です。その方たちは、混乱はなかったと思うんですけども、だんだんにこういうところも改善されているんだというのが分かるようにしていただければと思いますので、ぜひ早急をお願いしたいと思います。日にちはまだ決まっていらないですね。——分かりました。了解です。

それでは、2番目の質問をさせていただきます。

明治31年、民法（旧法）が成立し、夫婦は、「家」を同じくすることにより、同じ氏を称することとされる夫婦同姓制を採用し、昭和22年改正し、夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称することとされる夫婦同氏制を用いていますが、夫婦同姓を義務づけている国は、世界で日本だけです。

改姓するのは95%が妻、不利益が女性に偏っています。姓が変わることで、公的書類や銀行口座、クレジットカードの各種支払いなど膨大な数の手続が必要となり、時間と労力を費やします。キャリアの継続性が重視される職場では旧姓の通称使用が広がっていますが、これは日本独自の仕組みなので、海外では同一人物と認められず、入国や契約などの際に不正を疑われトラブルに遭うこともあります。

そこで、選択的夫婦別姓について、市長の考えをお伺いいたします。

○議長（青木敏久） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 選択的夫婦別姓についてお答えいたします。

現在の民法の下では、結婚に際し、男性又は女性のいずれか一方が、必ず氏を改めなければなりません。近年の女性の社会進出等に伴い、改姓による職業生活上や日常生活上の不便、不利益等が指摘されてきたことなどを背景に、選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見が増えてきている状況であります。

こうした背景を受け、選択的夫婦別姓に対する肯定的な意見がある一方で、家族観が損なわれるなどの否定的な御意見もございます。様々な考えが交錯する中、私としても判断しかねる状況にあり、国の考え方や社会の動向を注視しているところであります。

今、国会でもそのような論議がされている状況なので、私としては、個人で言ったら私の生い立ちから全部しゃべっていかないと私個人の意見は言えませんので、この時間が無駄になってしまいますので、一応こういうことで公にさせていただきたいと思います。

○議長（青木敏久） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） 市長も先ほどおっしゃっていましたが、今、国会では夫婦別姓に関しても論議がなされている状況で、なかなか判断しかねるというような、そういう状況であるということは、よくよく理解はしています。ですが、近年、地方議会では選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論を求める意見書というのも提出されているところでございます。栃木県からは、栃木市やさくら市では提出されたということで聞いております。

先ほども申し上げましたが、日本の夫婦同姓は、国連女性差別撤廃委員会から差別的な規定と繰り返し勧告を受けており、婚姻により姓を変えることの多い女性や一人っ子同士の結婚において大きな障害となっている選択的夫婦別姓制度の導入は、世論調査で国民の約6割が賛成

もしくは容認しているものの、依然として国会での論議は進んでいない状況にありますので、本市でも考える機会になればと思い、質問の中に加えさせていただきました。この問題に関してはすぐどうこうというのはないんですけども、こういったことで悩んでいる方がいるということ、その現実を知っていただきたい、そういうふうに思います。

昨年、私も勉強をさせていただいた経緯がございます。そういった方が外国で暮らしていて、外国では夫婦別姓制度を導入していて、何の問題もなくやっているところ、日本に戻ってきたら、こういうことで枠に縛られるような状況で、本当に苦しいところがあるんですということをお話しされておりました。ですので、この場で聞いた方々、皆さん、意識の中に入れていただいて、こういったことで悩んでいる方がいるということを理解していただければ幸いです。

では続いて、大きな2番目の質問に移ります。

聴覚補聴器等の積極的な活用への支援についてお伺いいたします。

高齢化に伴い、難聴の方も年々増加しています。高齢者が難聴になると、人や社会のコミュニケーションを避けがちになり、社会的に孤立する可能性も高くなると言われています。また、難聴になると、耳から脳に伝達される情報量は極端に少なくなり、認知症発症のリスクが高まると言われています。

この難聴対策として、聴覚補聴器の活用が有効であります。最近では、市役所窓口に軟骨伝導イヤホンというのを設置する自治体が増えてまいりました。軟骨伝導は、耳の周囲の軟骨に振動を与えて音を伝える新しい仕組みです。イヤホンを耳に軽く当てるだけで音が聞こえます。附属の集音器が声を拾い、イヤホンを通じて相手方にはっきりと届きます。音漏れしにくく、大声での会話も必要なくなり、プライバシーを保てるのが特徴です。

また、イヤホン部分には穴や凹凸がないため、消毒しやすく清潔に使用できます。本県では、真岡市、鹿沼市など5市で導入を既にしております。円滑にコミュニケーションが取れるように、また、窓口業務の時間短縮も見込める軟骨伝導イヤホンを本市でも導入していくべきと思いますが、このようなことから以下の点についてお伺いいたします。

①聴力の低下に悩む高齢者や難聴者が、医師や専門家の助言の下で、自分に合った補聴器を積極的に活用できる環境を整えるため、購入の費用を助成する制度の創設は大変に有意義なことであると思いますが、見解をお伺いいたします。

○議長（青木敏久） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 補聴器購入助成についてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、高齢者が難聴になった場合、社会的に孤立する可能性や、認知症の発症との関連が指摘されています。本市におきましては、障害者総合支援法に基づき、聴覚障害

による身体障害者手帳を交付された方に対し、補聴器の購入や修繕に係る費用の助成を行っております。

一方で、身体障害者手帳が交付対象とならない方への助成につきましては、前回の9月の議会定例会において、荒井議員の御質問に答えさせていただきましたとおり、助成を実施している5市町において、交付基準や上限額が市によって異なっていること、また現在、国において、高齢者の補聴器の利用による認知機能への影響等について調査研究中であることから、こうした現状を踏まえ、国の調査研究の結果や、国・県・他市町の動向を注視しているところでありますので、御理解のほどお願いしたいと思います。

○議長（青木敏久） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） 埼玉県川口市というところでは、聴力の低下により周りの人とのコミュニケーションが取りにくいなど生活に支障が生じている高齢者の方が、補聴器を利用することで生活の質の向上や社会参加の機会を増やし、住み慣れた地域で健やかに生き生きと自分らしく暮らせるよう、補聴器購入費用の一部を補助する制度を創設いたしました。

補助の対象は、市内に住所を有し居住する満65歳以上の方で、本人が市民税非課税または生活保護受給世帯で聴覚障害による身体障害者手帳の交付対象とならない方、先ほど市長もおっしゃっていましたがけれども、耳鼻咽喉科の医師から補聴器が必要と認められた方となっているということです。原則、中等度難聴程度、両方の聴力レベルが40デシベルから70デシベル未満の方が対象ということです。

補助の内容は、2万円を上限として1人1回となっており、購入に要した費用が2万円に満たない場合は、その額を補助するものとしています。受付期間は令和6年4月から令和7年3月31日までで、申請件数が予算上限に達した場合は、期間内であっても受付を終了するというので、こういうふうに設けたということが公表されております。

そこで、私たちの地域においても、この那須烏山市においても、聴力の低下に悩む高齢者が医師や専門家の助言の下で、自分に合った補聴器を積極的に活用できる環境を整えるために、購入の費用を助成する制度の創設は大変に有意義なことであると思うんですけども、先ほどの答弁ではなかなか、考えてくださいねということだったんですけども、もう一度そのことについてお伺いしたいと思います。

○議長（青木敏久） 岡健康福祉課長。

○健康福祉課長（岡 誠） ただいまの件でございますが、川口市の事例の件、大変参考になると思いますので、後ほど検討させていただきたいと思います。

先ほど市長からの答弁にもあったところなんですけど、現在、国において、高齢者の補聴器の利用による認知機能の影響等について調査研究中であるということで、今後、動向を注視して

いきたいと考えております。御理解のほどお願いします。

○議長（青木敏久） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） ぜひ、他市町というよりは、いろいろなところを調査していただいて、研究していただいて、本市の高齢者の難聴の方が困らないようなことに、一助となればと思ひまして、ぜひともよろしくお願ひいたします。

それでは、②高齢化に伴い耳が聞こえない方や難聴者への窓口対応をどのようにしているのか、現状をお伺ひいたします。

○議長（青木敏久） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 聞こえに困難がある方への窓口対応についてお答えいたします。

栃木県におきましては、障害者に対する合理的配慮の中で最も重要な障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進を図るため、「栃木県障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」が令和4年4月に施行されました。この条例により、障害の有無にかかわらず、お互いのコミュニケーションを図り、情報の取得が円滑になることで、共生社会を目指すこととしております。

議員御質問の本市における聞こえに困難がある方への窓口対応につきましては、県条例に基づき、その方に合ったコミュニケーション方法を確認し、話すときには正面からはっきり話す、筆談で御用件を伺う、連絡先は電話番号だけでなく、メールアドレスやファクス番号も記載するなどにより意思疎通を図っております。引き続き、県条例に基づき、お客様の状況を確認し、最適な方法による意思疎通を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（青木敏久） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） 窓口対応で正面からはっきりとということ、筆談も兼ねているということをお伺ひしました。苦慮されているなというふうに感じました。

3番目の質問に入ります。これからさらに高齢化が進み、窓口対応も困難を来すようになると思いますけれども、本市における窓口対応での軟骨伝導補聴器の試験導入についての考えをお伺ひします。

○議長（青木敏久） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 軟骨伝導補聴器の試験導入についてお答えいたします。

先ほどお答えしたとおり、聞こえに困難がある方への窓口対応につきましては、「栃木県障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」に基づいた対応を行っているところであります。

これまで補聴器等の使用が必要となったケースはないとの報告を受けておりますが、こうし

た機器等の設置を検討していく必要があると感じております。

議員御提案の軟骨伝導補聴器については、骨伝導補聴器に比べて皮膚を圧迫する必要がなく、装着感がいよとされ、小さく目立ちにくい形状とも言われています。しかしながら、補聴器は専門医等の指導の下、個人に合った調整が必要であるほか、不特定の方が使用するため、抵抗感を感じる方も少なからずいらっしゃるものと思料しています。

補聴器等の導入につきましては、他市町での対応状況や市民ニーズを勘案しながら、有効性や汎用性などについて、引き続き調査研究をしてみたいと思います。

各市町で使っているものも違ったりしていますので、そのような状況を教えていただき、後から出すのですから、使いますから、なるべくいいものを、皆さんの利便性があるようなものを活用できるよう研究させていただきたいと思います。

○議長（青木敏久） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） 県内では真岡市がいち早く導入し、佐野市、鹿沼市、さくら市が導入または試験導入しているというところがございます。さらには、大田原市では試験導入を、10月1日から来年の3月31日まで試験導入期間を設けて導入したということをお聞きしております。大田原市にお聞きしたところ、軟骨伝導補聴器というよりイヤホンなんですね。イヤホンで、軟骨伝導補聴器というのは結構高額なものになりますけれども、大田原市では5万円程度のもをを導入して、補聴器のこここのところにつけて、集音器がここについているということで、耳には入れるんですけども、入れたものを出して、きちんときれいに消毒できるような、そういうものを試験導入して、今、窓口の1か所でやっているようなんですけども、各課にどんどん広げていくような、そういう流れになっているということをお伺いしています。そのようなこともありますことから、ぜひぜひ導入に向かって試験導入をして、我が市でもやっていただけないかなということを考えております。

実際に私も軟骨伝導補聴器という、本当に簡易なもので、耳の脇のところにくっつけて、イヤホンを中に入れるんじゃないんですけど、周りにくっつけているだけで声が伝わってくるといものを、実際、実母が片方の耳が全く聞こえなくなってしまい、片方はほんのかすかしか聞こえないので、認知症がどんどん進んでしまっているんです。会話も成り立たないような状況で、何とか会話ができるようにならないかということで、それを購入しまして、つけて話したところ、集音器がここにあって、自分でマイクがここにあってしゃべるんですけど、それも分かるし、人から話を聞いたのもよく聞こえるということで会話が成立するようになりました。

ですので、いろいろな種類のもの、そうやって難聴の方が対応できるような状況になれば、本当に開けると思うんですね。やはり会話が一番大切な部分でありますし、自分の思ったことが言える、聞ける、それが生活の励みになりますので、ぜひぜひ窓口の来庁者の方に試験的に

導入のほうをしていただきたいなと思っているんですけども、もう一度お伺いしたいと思います。

○議長（青木敏久） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 窓口対応ですので、私のほうから答弁させていただきます。

まず、職員については、難聴者の方が来た場合は、本当にゆっくり丁寧に分かりやすく説明しているなどというのは私も見ておりますので、まず、それは一つやっているということで報告させていただきたいと思います。

また、今ありました骨伝導補聴器につきましても、議員おっしゃるように、いろいろな種類があるということでもありますので、まず、他市町村を調査研究しながら、本市には栃木県が条例で定めた障害者コミュニケーション条例に基づいて、「共生社会とちぎ」の実現に向けてどのようなやり方が本当にいいのか、その辺を研究させていただいた上で、その次の対応をさせていただきたいというふうに考えてございます。

○議長（青木敏久） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） では、調査研究をしっかりといただいて、皆さん、窓口での対応がさらに円滑に進むような、そういうものを導入していただければと思いますので、よろしくお伺いしたいと思います。

さらには、1か所だけではなく、全窓口で使えるように進めていただければと思うんですけども、そちらのほうの考えはいかがでしょうか。

○議長（青木敏久） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 骨伝導補聴器ということもありましたが、那珂川町では別な手段によって対応していることもありますので、どういったものが本当にいいのか、それが窓口全部に一気にそろえたほうがいいのか、どこか1つの窓口でやったほうが効果的なのか、それについても少し検討させていただきたいと思っております。

○議長（青木敏久） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） ぜひよろしくお伺いいたします。

それでは、最後の投票率向上に向けた対応策についてお伺いいたします。

本年3月定例議会の一般質問で投票率向上に向けた取組についてお伺いいたしました。車の移動投票について質問をした際に、知事選で導入を試みたいとの答弁がございましたので、以下の点についてお伺いいたします。

10月27日投開票の衆議院議員総選挙と11月17日投開票の栃木県知事選挙で試行的に運用した結果についてお伺いいたします。

○議長（青木敏久） 佐藤選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会事務局書記長（佐藤博樹） 選挙管理委員会書記長の佐藤でございます。矢板議員の質問に対して答弁をさせていただきます。

移動投票所の試験運用結果についてお答えいたします。

移動投票所については、主に期日前投票において、交通手段の確保が困難な高齢者等への投票機会の確保を目的として導入される事例が多く、本市選挙管理委員会としても非常に有効な手法であることから、導入については、これまで再三検討してきたところでございます。

そのような中、軽車両とテントを用いた移動期日前投票所の導入の見通しが立ったことから、10月27日執行の衆議院議員総選挙から、臨時期日前投票所の一環として、市内2か所の商業施設において試験的に開設したところでございます。

その結果につきましては、衆議院議員総選挙においては投票者数135名、栃木県知事選挙においては投票者数106名でございました。この数値は、ほかの臨時期日前投票所における投票者数よりも多く、また、一部の選挙人からは、「買物ついでに投票ができて便利だ」、「庁舎まで歩いて行けないが、移動投票所があるから投票ができた」など、好評の声をいただくことができ、投票率の向上に寄与したと考えております。

以上でございます。

○議長（青木敏久） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） ほかの期日前投票所の人数というのを伺いたいと思います。

○議長（青木敏久） 佐藤選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会事務局書記長（佐藤博樹） それでは、まず、衆議院議員総選挙の臨時期日前の投票者数、それぞれの臨時期日前の投票者数、それと栃木県知事選挙と分けて、それぞれお答えしたいと思います。

まず、衆議院議員総選挙でございますが、志鳥地区公民館においては55人、下境公民館につきましては33人、木須の郷交流館では34人、大木須集会所では25人、烏山高校では10人。移動期日前投票所は、先ほど申し上げたとおり135人で、計292人でございます。

栃木県知事選挙におきましては、志鳥地区公民館では、順不同になります、49人、下境公民館では24人、木須の郷交流館では17人、大木須集会所では15人。移動期日前投票所につきましては106人。このとき1か所、大和久福社会を新たに設けましたので、そちらは74人、烏山高校につきましては14人、合計で299人という結果でございました。

以上です。

○議長（青木敏久） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） かなり皆さん、期日前投票所、臨時投票所に足を運んでいただいたり、また、試行的に運用したんですけれども、車での移動投票についても、とても人数が集まって

投票率がアップされたのではないかなというふうに感じました。職員の移動投票所での対応というのが、初めてだったので大変だったこともお伺いしたんですけれども、スーパーのところでやったということで、皆さん、買物に足を運んでいただいた方にお声がけをしていただきながら、投票に足を向けていただいた、勧誘みたいなものも一緒に行っていたということをお伺いして、とても感謝しております。

そしてまた、今回、大和久福社会でも期日前投票を行ったということ、ネットのほうに上げてあったものを見させていただいて、最初はできない、書けないので、ヘルプカードを出して書いていただいた方もいらっしゃったということですが、自分で書けると自信を持って書いた方もいらっしゃったということで、そういう場所でやっていただいたことに関しては、本当に素晴らしい成果だったのではないかなと思います。

今後、移動投票所という移動投票のものを、車での移動投票を導入していただけたことで、さらに、交通手段がない方、行けないよという方を投票に向けていただくことにつなげられるのではないかなと思っておりますので、2番目の質問に移ります。

移動投票の今後の運用策というのを考えているのかどうか、お伺いいたします。

○議長（青木敏久） 佐藤選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会事務局書記長（佐藤博樹） それでは、移動投票所の今後の運用策についてお答えいたします。

移動投票所の試験運用結果につきましては、先ほどお答えしましたとおりですが、今回の試験運用については、「移動投票所開設のためのノウハウを学ぶ」ことも目的の一つとして実施したところでございます。移動投票所開設には、投票所及び市役所内に専従職員を割り当てる必要がありますが、想定以上の人員を要しました。

また、投票所における選挙人名簿対照作業などは野外で行うことになり、雨や風などの気象条件の影響を予想以上に受けることなども分かりました。このような具体的な課題を得たことも大きな収穫であったと捉えております。

選挙管理委員会としましても、投票率の向上のためには、様々な選挙人の投票機会の確保に向けた取組が大切だと考えております。移動投票所もその一つとして、効果的に展開していければと考えておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

○議長（青木敏久） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） 今、ノウハウを学ぶこと、そしてまた、職員の人員が思った以上に必要であったということ、それから雨や風を受けやすいという環境が厳しいこともお伺いしました。移動投票所を、テントを用いたものにするということ以外のことで考えていくこと、今後そういうことをまた考え直すことというのはあるのでしょうか。

また、この移動投票所を実施してよかったという点については、投票率がアップされたということだけではなく、何か利点、よかったことというのがあったのではないかなと思います。改善点については、先ほど答弁の中にあっただけですけども、よかったことというのは出なかったかなと思いますので、その点、あるかないかお聞きしたいと思います。

○議長（青木敏久） 佐藤選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会事務局書記長（佐藤博樹） 車両につきましては、経費がかからないやり方で何かできないものかなということで軽車両を利用し、テントも使用する。そういうやり方をしましたが、日光市ではバスを使いながらの移動期日前投票も試験的に行われたようですので、そのようなことも何かできないかなというのは検討しているところでございます。いずれにしても受付はどうしても野外でやるということがつきまといまいますので、その対応策が非常に難しいなというのが実感でございます。

その代わり、今度、臨時期日前投票所においては室内で行えるので、そういったところが風雨に対する対応は間違いなくできるのかな。ただ、移動手段が非常に難しくなってくるということがございます。そのような検討は、今回やった試験運用も含めて、これから新しくやる臨時期日前、新たな設置場所も含めてもう少し検討させていただいて、少なくとも後退しないで前進する、そのような方向で選挙管理委員会としては取り組みたいというふうに思っております。

また、よかった点につきましては、まず、皆さんが集まるような商業施設において行ったことと、そのとき選挙啓発についても別途、同日併せて行ったことから、そういうのをやっているよというのが非常に伝わった。また、入場券がなくても投票できるんだよということもよく分かっていただいたので、そういったところは効果的ではあったなというふうに思います。

また、大和久福社会で臨時期日前を行ったときには、今まで選挙に行かないといった方々が選挙ができたということは、障害をお持ちの方が社会参加につながったというのは非常に数字で多く出ているので、これらについては、今後さらに検討し、もっと拡大できるような何かできないかなというふうなところは考えているところでございます。

以上です。

○議長（青木敏久） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） やはり実施してよかったということが明確に分かったので、本当に効果が上がっていけば、さらに今後に向けて検討していただきながら効果が上がるような施策を考えていただければと思います。

また、移動投票所を利用したいという自治会や集会の場などを希望する方が増えると思うんですね。その理由としては、投票所の縮小に伴い、高齢者の投票意識が薄らいだこともありま

すし、交通手段がなかなかないので行けないという理由からなんですけれども、そういう方をまた再度拾い集めていただけるようなものに移動投票所を利用できないかなと思うんですけれども、今回はノウハウを学ぶということであったということなんですけれども、今後に向けては、移動投票所をさらにどうやって運用活用するかという、そういう規約もしっかりつくっていかねばならないのかなと思うんですが、その点について、自治会や集会の場でお話ししたいという方に対しては、対応していただけるようにできるだけお話ししたいと思います。希望者に寄り添っていただいて、有効に利用できるような運用方法というのをお話ししたいと思いますんですけれども、再度お願いしてよろしいでしょうか。

○議長（青木敏久） 佐藤選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会事務局書記長（佐藤博樹） 今回も移動期日前投票所をやるという御案内をしたときに、そのようなお話は各自治会の方等からもいただいております。ただ、今回につきましては、あくまで試験運用、どんな課題があるか、そういったものを探るというようなところが一つの目的でございました。いっぱい課題が見えました。全部お応えしていくことには、その課題を全て解決できなとなかなか難しいのかなと思いつつながら、先ほど答弁したとおり、後退はしないで前進に向けて、選挙管理委員会としては取り組みたいと思っておりますので、全て対応できるとは思っておりませんが、少しでも拡大できるように前向きに捉えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（青木敏久） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） 前向きに進めてまいりたいということであったので、ぜひぜひそのようにお話ししたいと思います。あわせて、今回導入していただいた「親子で期日前投票に行ってみよう」という、小学生以下のお子さんを連れての方にお土産を頂けるような、そういうこともしていただきまして、連れていった方は安心して、投票所に行ってもいいんだということも含め、子供たちに選挙に関して意識啓発ができたのではないかな、そこもつながる部分になっているのではないかなというふうに思っておりますので、今後に向けてしっかりお話ししたいと思います。

また、私ごとなんですけれども、今回10月の全国市議会議長会で勉強しに行ったんですね。そのところで主権者教育ということを議会発でやっていたところがありますので、そういったこともしっかり調査研究をしながら、我々も議員の立場から、選挙に行っただけの啓発運動をしていかなければいけないのかなというふうに感じましたので、これは執行部、選挙管理委員会だけに任せるのではなく、我々も私ごととして感じながら、しっかりそのところを那須烏山市の皆さんに向けた方向を訴えていければなと思っておりますので、ぜひぜひ一緒に協

力体制の下にやっていきたいと思いますのでお願いいたします。

今回はちょっと短い、本当に短縮で申し訳ないんですけども、以上で今回の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございます。

○議長（青木敏久） 以上で7番矢板清枝議員の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開を10時55分といたします。

休憩 午前10時47分

再開 午前10時55分

○議長（青木敏久） 休憩前に引き続き会議を開きます。

通告に基づき、2番福田長弘議員の発言を許します。

2番福田長弘議員。

〔2番 福田長弘 登壇〕

○2番（福田長弘） 議場の皆様、こんにちは。一般質問最終日2人目、議席番号2番福田長弘でございます。

傍聴席の皆様、足を運んでいただきまして、ありがとうございます。今後ともよろしく願いしたいと思います。

ただいま青木議長のほうから発言の許しを得ましたので、一般質問をさせていただきたいと思います。今回、私は3点の質問事項を用意させていただきました。1つは、市内の空き地対策について。2番に、公共施設の再編・利活用について。3つ目に、中学生海外派遣事業についての3点でございます。執行部におかれましては、明確な御答弁をお願いしたいと思います。

それでは、質問者席より質問を始めさせていただきます。

○議長（青木敏久） 2番福田長弘議員。

○2番（福田長弘） それでは、一般質問のほうを始めさせていただきたいと思います。

まず、1点目でございます。市内の空き家対策についてでございます。本市、日本全国そうなんですけれども、人口減少が多くなり、様々な問題が出てきております。空き家対策についても重要課題の一つであると私は思っております。

私が所属しております経済建設常任委員会でも10月28日、29日と、山形県鶴岡市、新潟県燕市のほうに行政視察に行っていました。そちらのほうのテーマも空き家対策をされている地区について研究してきたところでもありますので、その点について質問をさせていただきたいと思います。

ただただ行政が一生懸命やると言っても、空き家のほうは、個人、また法人の資産であるため、なかなか行政が踏み込むということは難しいことは理解しているんですけども、今後、

多くなってくるであろう問題点があると思いますので、次の点についてお伺いをさせていただきます。

現在的那須烏山市の空き家対策の取組及び現状と課題についてお伺いをいたします。

○議長（青木敏久） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 那須烏山市の空き家対策の取組の現状と課題についてお答えいたします。

市では、空き家に関する諸問題を解決するため、住宅等に関する知見を有する委員で構成する空家等対策協議会を組織し、令和5年度から令和9年度までを計画期間とする「空家等対策計画」を令和4年度に策定しました。現在はこの計画に基づき、空き家等適正管理に関する周知啓発、情報提供に努めるとともに、管理が行き届かず周辺的生活環境へ悪影響を及ぼしているような空き家等の所有者に対し、適正な管理を促す助言や指導を行うほか、特に状態の悪い特定空家等を取り壊すための費用の一部を支援する制度を令和6年度に創設しております。

一方で、空き家バンク制度により状態のよい空き家の利活用を図っているところであります。そのような中で顕在化してきた課題としまして、1点目は、空き家に関して、全体的な状況把握ができていないところでございます。特に管理不全の空き家に関しては、詳しい実態がつかめておらず、市の助成制度の効果的な活用につながっていない状況であります。

2点目は、空き家については、あくまで所有者の資産であり、行政が関与できない部分が多々あるところでございます。また、問題も多岐にわたることから、その対応に苦慮しているのが実情であります。御理解のほどお願いしたいと思います。

○議長（青木敏久） 2番福田長弘議員。

○2番（福田長弘） なかなか難しい問題であると、それでも那須烏山市は令和6年のほうで助成とか、いろいろ対策を取っていらっしゃるということでございますが、令和6年から始まった助成とかについて、現状、利用されていることはございますか。

○議長（青木敏久） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） 現状、3件の解体の申込みがありまして、1件につきましては、既に解体が進んでいます。あと2件につきましては、現状を確認し、1件につきましては取りやめということになっておりまして、あと1件が現在調整中という状況でございます。

○議長（青木敏久） 2番福田長弘議員。

○2番（福田長弘） 有効に、もう3件の問合せがあるということで、市民の方、住民の方、資産を持たれている方も興味がある対応だと思いますので、ぜひやっていただければと思います。

また、今、都市建設課長のほうからありましたけれども、今そういういろいろな諸問題を抱

える空き家対策でございますけれども、市のほうの空き家対策の相談窓口ということでお伺いしたいんですが、どのような形で相談を受け付けているのかお聞きします。

○議長（青木敏久） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 空き家の相談窓口についてお答えいたします。

空き家対策につきましては、これまで総務課やまちづくり課、都市建設課など、複数の部署でそれぞれの事業を行っていましたが、令和6年度からは、空き家対策を含め、住宅政策に関する相談窓口を都市建設課に一元化いたしました。

なお、空き家に関する問題は多岐にわたりますので、市だけで解決できない場合が多く、関係機関を御紹介するなど、適切に対応させていただいておりますので、御理解のほどお願いいたします。

○議長（青木敏久） 2番福田長弘議員。

○2番（福田長弘） 令和6年度からは都市建設課のほうに一元化したということでございます。

再質問でございます。現在、困った案件は、その窓口として、都市建設課のほうにいろいろ相談があった場合はいろいろなところに持っていくというお話がありました。具体的に今年度、そういうことがございましたでしょうか、お伺いします。

○議長（青木敏久） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） 空き家のほか、住宅に関する問題につきましては、全て都市建設課住宅グループのほうで相談を受けております。その相談の内容によって、商工会のほうのお力を借りないといけないようなリフォーム関係とか、そういうものにつきましては商工会のほうに情報提供し、一緒にやっていくというようなことでございます。

○議長（青木敏久） 2番福田長弘議員。

○2番（福田長弘） 先ほどもちょっと、行政視察のほうで山形県のほうに行ってまいりました。そちらのほうでの取組を若干御紹介させていただければと思いますけれども、鶴岡市のほうでは、NPO法人つるおかランド・バンクというような組織をつくっております。そちらのほう、構成されているメンバーは、宅地建物取引の関係の方、建設業の方、司法書士、行政書士、土地家屋調査士の方々と、土地建物に関わる人を組織した上で、そこに窓口を持っているというような形をつくっておりますけれども、最初、推進委員会をつくられているということでございますが、具体的に今、お話を窓口で受けて、それに合うところにお話をしているということでございますが、こういう形できゅっとまとめて、その場でぱっとできるような施策みたいなものは考えられているのかお聞きします。

○議長（青木敏久） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） その点につきましては、空き家の実態調査を令和7年度に実施するという事で予定しております。その結果を踏まえまして、検討してまいりたいと思っております。

○議長（青木敏久） 2番福田長弘議員。

○2番（福田長弘） 今、課長のほうから、令和7年度に空き家の調査をしていくということでございました。現状としては、市内の総数としては、具体的な数字とかはあくまで概算の数字とか、具体的な数字みたいなものは確認されているのかお聞きします。

○議長（青木敏久） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） その件につきましては、4番のほうで答弁いたします。

○議長（青木敏久） 2番福田長弘議員。

○2番（福田長弘） 私の質問があっちこっちに行っているみたいで申し訳ございません。どうしても伺ったときに、すぐ聞いてみたいと思うこともございますので、その辺は御容赦いただきたいと思っております。

今、都市建設課が窓口になっているということでございます。そこで、大きな枠組みとして、那須烏山市の都市計画と空き家対策についてということで、この辺はリンクされているのかどうかということを知りたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（青木敏久） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 那須烏山市の都市計画と空き家対策についてお答えします。

人口減少の進行に伴い、本市における活力低下が大きな問題となっております。中心市街地に目を向けると、非常に多くの空き家があり、そのまま放置すると生活環境に悪影響を与えるおそれも懸念されております。このようなことから、特に問題がある空き家につきましては、取り壊すための費用の一部を助成して除却を促進しております。

一方で、有効に活用できる空き家につきましては、「空き家等情報バンク制度」に基づき、空き家を手放したい所有者と空き家を使いたい利用者とのマッチングを行い、空き家のリノベーションによる定住人口の増加や、出店等の誘導によるぎわい創出などにつなげております。こうした一連の空き家対策を推進することで、中心市街地の再生による活力の創出にも大きく寄与するものと考えておりますので、御理解のほどお願いいたします。

○議長（青木敏久） 2番福田長弘議員。

○2番（福田長弘） 中心市街地の活性化等々いろいろ関わってくるかと思っております。その点、先ほどからありますが、基本的に空き家というものは個人とかの資産でございます。持っている方が、市がこういうことをやっているから、手助けをしてもらって何とかしてもらいたいということがあり、基本だと思っておりますけれども、計画があって、万が一そこにそういう建物だ

ったり、空き店舗があつたり、行政サイドから主体的に動いて何とかしてくれませんかということはあるんでしょうか、お聞きします。

○議長（青木敏久） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） そういった場合には、まず、現地を確認しまして、誰が所有者であるかということ进行调查いたします。所有者が確定しました際には、不適切な管理であれば、適正な管理をしてくれということ、まず、お手紙を差し上げます。その後、所有者の方から回答があれば、その先の方向性を決めて対応していくということでございます。

○議長（青木敏久） 2番福田長弘議員。

○2番（福田長弘） なかなか手順と進め方、本当に丁寧にやらなきゃいけないものかなということでございます。視察に行った鶴岡市、燕市等々の具体的に先進事例として受け入れていただいて、教えていただきましたけれども、なかなか正直難しいというところ、課題がやっぱり山積、もう10年とか取り組まれていても全然課題は解消されない。なかなか終わりが無い事業になると思いますけれども、ただ、これ自体は開発云々じゃないですけど、どんどん、どんどん形として残るものでありますし、また、資産形成、個人の方も、今後、将来的なことを考えると、具体的な方策をどんどんお聞きして情報を出していただいて、ともかく届けていただければと思うんですけれども、そういう難しい点も踏まえ、絶対必要ということでございますので、今後どのように新たに取り組んでいくかということについて御質問をさせていただきます。

○議長（青木敏久） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 空き家対策の今後の取組についてお答えいたします。

まず、令和7年度に空き家実態調査を行い、市内における空き家の件数や状態を把握する予定であります。特に管理不全の空き家に関しましては、取り壊す際における市の助成制度の周知徹底を図るとともに、実態に即した制度となるよう見直しを検討してまいりたいと思っております。

次に、空き家に関する問題は、行政が関与できない部分が多々ございますので、不動産取引、建築・解体、権利関係などの専門家にスムーズにつなぐため、まずは、司法書士会との連携協定を締結する方向で今調整してまいっております。

空き家の問題に関しましては、多岐にわたるほか、あくまで所有者の資産でありますので、各分野の専門家等で構成する空家等対策協議会からの意見をいただきながら、課題の解決に向けて取組を進めていきたいと思っておりますので、御理解のほどお願いいたします。

○議長（青木敏久） 2番福田長弘議員。

○2番（福田長弘） また、次年度以降もどんどん新しい取組が始まっていくということで

ございます。空き家が増えるということ、いいことではないかもしれませんが、逆にそういう建物とかを扱うことをなりわいとしている方もいらっしゃる。そういう方については、またチャンスになるかもしれません。ぜひ、具体的に市だけで考えずに、そういう関係、能力のある、そういう仕事ができる方と一生懸命提携していただいて、ぜひ進めていっていただければと思います。できれば、那須烏山市のそういう取組が全国トップレベルになっていただくことをお願いいたしまして、質問を終了させていただきます。

次の質問に入らせていただきます。2つ目でございます。公共施設の再編・利活用についてということでテーマを挙げさせていただきました。

現在、庁舎問題もありますが、那須烏山市の公共施設の統廃合が進められております。これからのまちづくりにおいて、市民の声や必要性の高い施設について、早急な取組が必要であろうということで考えております。このことから、以下の点についてお伺いをいたします。

今度もこども館がなくなって、新しい施設のほうで対応できると。どんどん、どんどん、どうしても那須烏山市は古い施設が多くございます。危険性もありますけれども、市民の利便性だったりとか、その辺も考慮して、なくすだけで何もないということだけはないようお願いしたいと思うのですが、公共施設のマネジメントの現状についてお伺いをいたします。

○議長（青木敏久） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 公共施設マネジメントの現状についてお答えいたします。

本市では、庁舎や学校、生涯学習施設等、多くの公共施設がございますが、その多くが昭和40年から50年代にかけて整備されたものであり、老朽化対策が課題となっております。こうした状況を踏まえ、平成29年3月に「公共施設等総合管理計画」を策定し、令和4年3月に一部改訂の上、公共施設の更新・統廃合・長寿命化を計画的に行うなど、適正な公共施設マネジメントの推進に努めております。

管理計画において、平成29年度から令和8年度までに建築物系公共施設の延べ床面積を10%以上削減する設定目標に対し、令和5年度までの7年間で10施設を用途廃止し、削減率は5.677%となっております。

また、現在、管理計画に基づく生涯学習個別施設計画の策定を進めており、今後の生涯学習施設の在り方を検討しているところであります。若者層を含む多くの市民が期待する公共施設の整備に向け、市民との丁寧な意見交換を行いながら、統廃合や再編・再配置を進めていくとともに、利用休止となっている公共施設の今後の対応策についても検討を行うなど、行財政改革に努めてまいりたいと考えております。

このところタウンミーティングや移動市長室とか、市政懇談会でもたくさんの意見をいただいておりますので、そういうのも勘案しながら改善していきたいと思っておりますので、よろしくお

願いいたします。

○議長（青木敏久） 2番福田長弘議員。

○2番（福田長弘） 現状についてお伺いをさせていただきました。今の市公共施設等総合管理計画の下に進められているということでございます。今、市長からもありましたタウンミーティング等で市民の方とか、いろいろ助言をいただいているということでございます。

今、それを伺ったものですから、それを踏まえて、市民の意見等々、市の公共施設総合管理計画等にはリアルタイムに反映されているところなのか。計画については、計画は計画で、そのスパンでやる。新たに改善というか、しているのでしょうか、お伺いします。

○議長（青木敏久） 関公共施設再編担当課長。

○公共施設再編担当課長（関 雅人） お答えをさせていただきます。

まず、総合管理計画につきましては、公共施設がたくさんある中で、やはり削減をしていかないと、国のほうから様々な財政支援措置が受けられないというところもございますので、こちらの計画は、古いものを一つにすることによって削減をしていくという、そういう計画となっておりますけれども、実際に市民の方々から「活動する人はいるのに活動する場所がない」、このような声が非常に多いというのが特徴的でございます。そのようなことから今回もまちづくりランドデザインということで庁舎整備検討委員会から附帯意見として出てきたのが、その一つの大きな成果であると思っております。

これから新しい公共施設を造っていくということになれば、当然、既存の公共施設を統廃合していく。やはりコンパクト化していくというのは、どうしても必要になってまいりますので、市民の意見をまず大前提としながら、既存の公共施設のどれを統合して使って使いやすい施設にしていくかというのは別物ですけれども、同じテーブルにのせて議論していくことになろうかと思えます。

○議長（青木敏久） 2番福田長弘議員。

○2番（福田長弘） なかなか危機管理計画と、またそういう都市マスタープラン、いろいろ立場は変わりますけれども、基本的に最終的に進むところは同じになりますので、ぜひそういうところはしっかり踏まえながら計画を進めていただければと思います。

続きまして、利用を停止している、今、そのままある施設等々ございます。今、利用を停止している施設の今後についてお伺いをさせていただきます。

○議長（青木敏久） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 利用休止の施設の今後についてお答えいたします。

現在、本市における利用休止中の主な公共施設は、烏山体育館や烏山武道館、七合公民館などがございます。さらに、今年度をもって、こども館と境公民館を利用休止させていただく予

定になっております。これらの施設については、老朽化が著しいほか、安全面からも利活用が困難であることから、短期的な対応として利用休止とさせていただいているところであります。

今後の対策につきましては、施設の状況に応じて、民間への売却または市による解体撤去の手法が考えられます。特に、解体撤去の場合は全額市の一般財源での対応となるため、財政の圧迫が懸念されます。現在、公共施設の延べ床面積の減少に伴う集約化・複合化を行うことで、解体に要する費用について国の有利な財政支援措置を活用できるため、本市における財政負担の軽減及び平準化を図ることが可能となります。

利用休止となっている公共施設につきましては、こうした有利な財政支援措置を活用した解体撤去も視野に入れながら、今後の在り方を検討してまいる考えでありますので、御理解のほどお願いいたします。

○議長（青木敏久） 2番福田長弘議員。

○2番（福田長弘） 基本的に有利な財政措置があれば、すぐ潰す、なくしていくというような形でございますが、行財政改革プラン、公有財産の適正管理という項目がありまして、未利用公有財産の跡地の利用の推進ということも書いてあります。財政措置ができて、壊すまである程度期間があると思います。そういうときに、期間限定とはいえ、何か用途が定まっていれば貸し出すことというのは可能なものなのではないでしょうか、お伺いします。

○議長（青木敏久） 関公共施設再編担当課長。

○公共施設再編担当課長（関 雅人） まず、利用休止となっているところというのは、やっぱりそれなりに原因がございます。特に老朽化が著しい、耐震不足というところで、そちらで活動することによって、万が一の際に利用者がけがをしたり、不利益を被るようなことがあってはならないということで利用休止にしておりますので、原則としては、貸し出すというようなことは、なかなか難しいのかなとは思っております。

ただし、それを使いたいと、売却するという意思を示していただければ、当然そちらについては、売買の上で全て譲渡とするというようなことも、当然それができるかとは思っておりますけれども、現実的に昭和40～50年代にできた建物というのは耐震不足で、耐震化をすることによって、逆に余計な経費がかかってしまうということもございますので、原則、市として貸し出すということは考えてはございません。ただし、民間意欲が出てきて、どうしてもそれを買いたいということであれば、それについては要望に応じて交渉するという形になります。

○議長（青木敏久） 2番福田長弘議員。

○2番（福田長弘） なかなかそういう施設、万が一あった場合、責任云々、借りたほうがじゃなくて、持ち主の責任というものも問われる可能性もありますが、なかなかそういう難しい

ところがあるかもしれませんが、物によっては、活動とか人が動かない。荷物を置きたいとか、ちょっと仮置きで使いたいと、やっぱり古くても屋根があるところに置いておきたいみたいな人もいないかもしれませんが、なかなか貸出しが難しいという前提ではありますけれども、ぜひ、お問合せがあった場合は御丁寧な対応を取っていただいで、せっかく、なくなるまでというか、使えるときはある程度、行政としては使いにくいけれども、民間では一時的にも使えるのであれば、ある程度貸して、極端に言えば利用料を幾ばくかお預かりできれば、それなりの効果もあるのかなと思いますので、その辺も、全てが駄目だということではなくて、多少のそういう道筋も残しておいていただければと思います。

利用停止ということでございます。停止した施設については、お伺いしました。ぜひ有利な財源等々を見つけて、早急な形を取っていただいで、新しいステップをやるためにも、そういう手続もどんどん進めていっていただきたいと思えます。

そして、次の質問に入りたいと思えます。新たな施設整備の計画についてでございます。

これはちょっと要望に近いところもありますけれども、先月、メグロ・キャノンボールというのがございました。イベントが盛り上がりを見せしております。4年間やってまいりまして、年々活動というか、効果が大きくなってきているように見受けられます。このメグロ・キャノンボール実行委員会のほうではメグロの聖地ということであらっており、今のままだけじゃなくて、聖地としての何かしらの形があったほうが、さらにこれからできるのではないかと私も思っておりますし、そういうものが必要になってきた時期かと思えます。

せっかく盛り上がりを見せているところでございます。いろいろな施設を用意していただきたいというのがありますけれども、まず、手始めという言い方はあれですけれども、こういふことで那須烏山市の、ほかから来ていただく方の場所ということでの必要があるかと思えますけれども、市当局のお考えをお伺いいたします。

○議長（青木敏久） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 新たな施設整備の計画についてお答えいたします。

11月3日に開催された「第4回メグロ・キャノンボール那須烏山」は、今年が目黒製作所の創業100周年となったこともあり、メグロバイク138台をはじめ、383台のオートバイと約1,200名の方が来場し、大盛況となりました。参加者は年々増加しており、今年は、北は北海道から南は福岡県まで、全国各地から参加をいただいでおります。市内外においてメグロ・キャノンボールの認知度が上がってきていると感じているところであります。改めて、実行委員会をはじめ関係者の皆様に感謝を申し上げたいと思えます。

メグロ・キャノンボールをはじめとした「メグロの聖地・那須烏山」への取組により、メグロバイク愛好家など、年間約1,500人のバイカーが山あげ会館を訪れるようになりました。

しかしながら、1日当たりに換算すると4台程度であり、より一層、浸透させる必要があると考えております。また、私たち市民一人一人がメグロに愛着を持ち、市全体でメグロの聖地を応援していただけるような機運の醸成が何より大切であると考えております。

まずは、本市の新たな観光資源であるメグロブランドを活用し、シティプロモーションの積極的な展開による誘客に努めるとともに、市民がメグロに直接触れ、興味を持ってもらえるような新たな仕組みについても取り組んでまいりたいと考えております。

その上で、議員御指摘の拠点施設につきましては、山あげ会館の有効活用のほか、新たな施設整備の必要性を含め、観光協会や商工会といった関連機関の御意見を伺いながら、また、実行委員会の皆さんの御意見も聞きながら検討してまいりたいと考えておりますので、御理解のほどお願いいたします。

○議長（青木敏久） 2番福田長弘議員。

○2番（福田長弘） なかなか、平均するとということになります。単体ではなくて、いろいろなところがありますけれども、それと一緒に、少し大きめの公園と一緒にするとか、市民の方にも使える場所をつくるとかということも考えられるかと思っておりますので、ぜひそういう点も考えていただければと思います。

山あげ会館の利活用みたいなのも今お話にありましたけれども、以前、山あげ会館って山あげ祭しか駄目みたいなイメージがあるんですけども、その辺は、もし利活用とか使う場合って可能なのでしょうか。

○議長（青木敏久） 星商工観光課長。

○商工観光課長（星 貴浩） 山あげ会館、もちろん議員おっしゃったとおり、山あげ祭についてお伝えするのが目的の施設でございます。ただ、山あげ会館は市の観光施設としてメインの施設でございますので、そういったところも考え、先ほどのメグロのブランドの発信ですとか、そういった利活用というの、かたくなに固辞するだけではなくて、観光の発展のために考えていくことは必要かと思っております。その辺は今後検討させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（青木敏久） 2番福田長弘議員。

○2番（福田長弘） 全くなかなか、このメグロの話が出たときも、山あげ会館の一部をそういう施設にできないかなと言ったら、何か駄目そうだなというところがあったんですけど、ぜひ、先ほど新しいものはできないけれど、今、空いているところだったりとか、有効施設、ぜひそういうものがあると、さらに烏山に来ていただける方が増えるのかなと思っておりますので、いろいろな面から御検討いただいてやっていただければと思います。

今、メグロのお話をしましたが、庁舎をはじめ、市当局はいろいろ考えられているところだ

と思います。ぜひ市民ニーズ等々、やっぱり要望等も多々あって、それが全てかなうかということとは難しい面もあるかと思いますが、最大限努力していただいて、公共施設の再編等々、利活用を進めていただければと思います。さらなる努力をお願いして、この質問について終了したいと思います。

次の項目に入りたいと思います。中学生の海外派遣事業についてでございます。

今年度、中学生海外派遣事業が無事終了しました。先日も新聞に記事が載っておりました。以前と変わった形の派遣事業ということでございます。以下の点についてお伺いいたします。

事業の実施内容についての充実度及び課題についてお伺いをいたします。

○議長（青木敏久） 内藤教育長。

○教育長（内藤雅伸） それでは、中学生海外派遣事業の実施内容についての充実度及び課題につきまして、お答えいたします。

本事業につきましては、英語力及びコミュニケーション能力の向上、並びに異文化に接することで国際感覚を養い多様な見方や考え方を育むことを目的として、市内居住の中学生10名を9月21日から28日の8日間、オーストラリアのシドニーに派遣いたしました。事故等もなく無事に日程を終えることができました。

実施内容の充実度につきましては、派遣生徒が目的を達成するため、ホームステイ、現地学校での授業参加、現地中学生との交流、現地大学生の案内による市内散策などを実施したところです。また、生徒は、「日本文化との違いを学ぶ」や「英会話の能力を身につける」など個々に課題を設け、課題解決に向けた取組により成果を得たところでございます。これらのように充実度の高い研修を行うことができたものと考えております。

また、課題といたしましては、昨今の経済状況による物価の上昇に伴う経費の増大、派遣生徒の学校行事や授業並びに派遣先の現地学校の行事予定に影響のない適切な実施時期の設定、そして、参加できなかった生徒への事業効果の還元方法などが挙げられるところです。

今後は、課題を整理し、次年度以降の実施について検討してまいりたいと存じますので、御理解くださいますようお願い申し上げます。

○議長（青木敏久） 2番福田長弘議員。

○2番（福田長弘） 今回、オーストラリアに派遣された内容についてお聞きをいたしました。例年やっていたことではありますが、実質初年度みたいなのところもございますので、今後についてということがございます。

今、教育長のほうから充実度、課題についてありましたけれども、続いての質問は、参加された生徒や保護者からどのような御意見をいただいているか、お伺いをいたします。

○議長（青木敏久） 内藤教育長。

○教育長（内藤雅伸） 参加した生徒・保護者の感想についてお答えいたします。

1月1日に南那須庁舎大会議室において、御来賓、保護者の皆様の出席の下、派遣した10名の中学生による事業報告会を実施いたしました。報告会で派遣生徒は成果や派遣での感想の発表を英語を交えて行いました。

報告の中で派遣生徒からは、本事業に参加して、「新たな発見や知識を得ることができ、海外への興味をより強く持つようになった。」「コミュニケーションを図るため英語の必要性を一層感じ学習意欲が高まった。」「学校や家族に経験した話を伝え、友達が海外に興味を持ってくれた。」など、生の英語に触れた喜びの声が多くありました。

また、保護者からは、「子供に貴重な経験をさせることができた。」「海外に興味を持ち英語学習に前向きになった。」「このような機会を得られてありがたかった。」など、本事業を高く評価する声が多数寄せられたところでございます。

以上でございます。

○議長（青木敏久） 2番福田長弘議員。

○2番（福田長弘） おおむね参加された生徒、御家族、非常に好評のようなイメージが湧いております。行った方が行ってちょっとと言われたら一番困るところではございます。この質問については、荒井議員もありますので、私も遠慮しないですけど。今の課題、生徒からの意見、こちらのほうを踏まえて、今後どうしていきたいかというところをお伺いしたいと思います。

○議長（青木敏久） 内藤教育長。

○教育長（内藤雅伸） それでは、今後の方針についてお答えいたします。

今年度、新たな手法にて実施した初めての海外派遣事業ではございましたが、生徒のモチベーションの向上につながるなど、大きな成果が得られたものと思っております。しかしながら、さきの答弁でも申し上げましたように、今後の実施に当たり課題もございます。

今後の方針につきましては、単なる英語学習にとどまらず、国際的な視野を持ち、豊かな人間性を育むことをさらに目指していくために、コミュニケーションツールとして活用を図りながら、国際理解教育と英語力の向上に努めてまいりたいと考えております。

また、今回課題となった経費をはじめとする実施時期や参加できなかった生徒への還元方法など、より充実した内容となるよう見直しを図ってまいりたいと存じますので、御理解くださいますようお願い申し上げます。

○議長（青木敏久） 2番福田長弘議員。

○2番（福田長弘） 海外派遣事業、英語に触れる云々だけでなく、国際的な知識等々も見つけられるようにグレードアップした内容になってきているのかなと思います。先ほどあ

りますように、どうしても費用面、負担面、難しいところがあるかと思いますが、ぜひ多くの生徒さんが参加できるような施策になるように御努力いただければと思います。

今、質問を通しまして、いろいろ物価云々、世の中の情勢、変わってきております。激動の時代でございます。執行部におかれましては、その辺を踏まえて、那須烏山市がその中でもしっかり乗り越えられるような計画、施策を続けていただければと思います。ぜひよろしくをお願いします。

以上で質問を終わります。

○議長（青木敏久） 以上で2番福田長弘議員の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開を13時ちょうどといたします。

休憩 午前11時37分

再開 午後 1時00分

○議長（青木敏久） 休憩前に引き続き会議を開きます。

通告に基づき、3番荒井浩二議員の発言を許します。

3番荒井浩二議員。

〔3番 荒井浩二 登壇〕

○3番（荒井浩二） 議場内の皆様、ユーチューブによる配信を御覧の皆様、こんにちは。議席番号3番の荒井浩二です。

ただいま青木議長より発言の許可をいただきまして、これから一般質問のほうをさせていただきます。

最近、地元野上では、お隣の茂木町の鎌倉山付近で有名な雲海って新聞などでも皆さん御覧になっていると思うんですけども、そちらが那珂川沿いに上がってきて、辺り一面が真っ白に霧で覆われることがあって、それを見ると、いつも冬の始まりが来たなという風物詩的に思っているんですけども、気づいたら今年も、今年というか、今朝も霜が降りて、本格的に師走の冬に入ってきた実感があります。来週からは関東にも冬将軍がいらっしゃるようなので、年末に向けて、今回は長く滞在されるということなので、皆様、冬支度を忘れず、お体も御自愛いただければ幸いです。

さて、本定例会最終日、私、最後の一般質問となります。今回の質問項目は3つ、防犯対策について、敬老会について、最後に、中学生海外派遣事業についてとなります。質問者席より質問を行ってまいりますので、執行部の皆様には、さっきの佐藤課長の答弁じゃないですけども、後退ではなく前進できるような前向きな議論を期待しまして、本市の改善につながれば幸いです。よろしく願いいたします。

○議長（青木敏久） 3番荒井浩二議員。

○3番（荒井浩二） それでは、1つ目の質問の防犯対策について、市長に質問させていただきます。

最近、全国的に悪質な事業者による詐欺被害や匿名・流動型犯罪グループ等による窃盗や特殊詐欺による事件が増えております。犯行形態は様々なんですけど、本市においても被害が確認されて、市民の不安が高まっております。

本市の防犯対策や関係機関との連携についてお伺いたします。

○議長（青木敏久） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 防犯対策や現状把握についてお答えいたします。

荒井議員のおっしゃるとおり、全国的に窃盗や特殊詐欺の報道が流れ、市民の皆さんも不安視されていると思います。現状把握としましては、本市において消費者生活センターによる相談窓口を開設しており、令和5年度では174件の相談があり、そのうち特殊詐欺と思われる件数が43件ございました。そのほかにも地区座談会や行政区長会議等において、地元での犯罪被害に関する情報収集も併せて行いました。

昨今ではSNS等で実行犯を集める「闇バイト」と言われるものによる強盗や特殊詐欺が多発しております。市民の皆様には、闇バイトも含めた強盗や特殊詐欺の被害に遭わないために、在宅時も鍵をかける、訪問者には不用意にドアを開けない、SNSに過度に個人情報を載せない、自宅にかかってくる電話で個人情報を話さないなど、「私は大丈夫」と思わず、狙われないうための行動をお願いしております。

また、犯罪防止や安全確保のために、自治会から申請がありましたら、市の設置基準に基づき、防犯灯の設置や警察に巡回等を実施していただくよう依頼するとともに、防災インフォなすからすやまでの情報発信や自治会及び学校等に対して防犯教室を実施し、防犯対策に努めてまいりたいと考えております。

○議長（青木敏久） 3番荒井浩二議員。

○3番（荒井浩二） 今、本市の防犯対策や現状把握について、市長から答弁をいただきました。最近、私のほうでも、例えば野上地区内で防犯協議会というものを20年近くやっております。住民の方が定期的に注意喚起のビラを、防犯パトロールをしながらいろいろな情報を、各家庭を訪問して回って注意喚起を行っているんですけども、その間にいろいろな情報を逆にいただくこともありまして、例えば、野上の一部の住宅地でリフォームに関する業者がいらっちゃって、例えば近所で今度工事をやるんだけど、皆さん、よく聞く話の流れだと思うんですけど、今度、近所に工事をするのに埼玉のほうから来た。近くの現場に入るんだけど、お宅の家の屋根が壊れているから、お宅の家も見て、一緒に来たときに修理してあげるみたい

な、とりあえず家の中に入れて見させてくださいみたいな、そういった業者が家の中に入ろうとするというような案件がありまして、場合によっては、例えば屋根なんか、実は去年直したばかりの家とかにも屋根が壊れていると言っていくパターンがあるんですね。場合によっては、壊れていないけど、屋根を壊して瓦を割って、「壊れていたよ」と言っていくパターンとか、いろいろなパターンがあったりとか、あとは訪問で、古物商ですね、「貴金属の買取を行います。見させてください」みたいなことで、取りあえずお宅にお邪魔させていただきますみたいな、そういったもので業者として訪問するパターンみたいなものと、あと場合によっては家の中を見ることによって、家の中を見るいろいろなことが分かりますよね。玄関を見ると、靴の数で何人くらい住んでいるとか、あとこの家にはどれくらいお金があるかなとか、この家に入るんだったら、どこから入ればいいのかとか、いろいろな情報が玄関を開けると訪問者には分かってしまうんですね。

そういったもので、この間、野上であったのは、そうやって悪質な業者が来て、本人は気づいたんです。「うちは結構です」ってドアを閉めて、中に立て籠もったんですけど、外に出て若い男の人が2人、埼玉のほうから来たらしいんですけど、「中に入れろ」とぎゃーぎゃー外で騒いでいたと。それですごい怖かったみたいなことをお伺いしました。近所の方もそういったことがあるのを聞いて、そういう業者が野上地区内にも結構入ってきている。その前にも、6月ぐらいにもありましたが、うちのすぐ近くでもありました。空き巣があったりとか、今、事件の火種になるようないろいろな問題が那須烏山市にも迫ってきているなというような印象というか、実感があります。

先日、この一般質問に絡んで、私も烏山警察署のほうにお伺いして、市内の被害状況の把握とか、そういったものでちょっと話を伺ったんですけども、コロナが明けてから、空き巣とか窃盗の被害が市内でも増えているというようなことでした。個別の案件に関しては、さすがに教えていただけないということだったんですけども、那須烏山市でもそういう事件が起きているということでした。そういったことで、本市に相談とか受けたこととかありますか。あと、この間10月ぐらいに還付金の事件とかもありましたが、市内で最近の特殊詐欺とか、そういったものの被害状況をどういうように把握しているか、また改めて教えてください。

○議長（青木敏久） 星商工観光課長。

○商工観光課長（星 貴浩） 被害の相談ですとか、そういったことに関してお答えさせていただきます。

我々のほうで消費生活センターを運営させていただいております。先ほど市長の答弁からもありましたとおり、令和5年度では全体の相談件数は174件、そのうち特殊詐欺等と思われる内容のもの、こちらについては43件ございました。割合でいうと約24%になります。そ

の相談の内容で一番多いのは、実ははがきですとか、メールですとか、あとはSNSとか、そういったもので、将来、その先フィッシング詐欺につながるようなIDですとか、口座番号とか、そういったものを抜き取られるような、そういったものにつながるおそれのある相談を受けております。それが一番多いというところです。

それで、先ほど荒井議員からのお話にもありましており、実は訪問販売、あるいは訪問する業者の方、我々が今、啓発で準備しているのは、不用品買取りと言っておきながら、実は訪問してみると、「貴金属ありませんか」ということで買い取っていく。それが適正な価格かどうか分かりませんが、そういったもので被害が起きているという情報が全国的にありますので、そういったものに対して注意をしてくださいという啓発をする準備をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（青木敏久） 3番荒井浩二議員。

○3番（荒井浩二） 今、商工観光課長から答弁をいただきました。私もそういったお話を最近本当に聞く機会が増えてきて、世の中が本当に治安が悪くなってきているのかなというような心配があります。警察に先日、相談させていただいたところ、警察のほうでも警らを増やして巡回していくというようなことでした。確かにその後、よくパトカーを実は夜も見かけることが多くて、警察の方もちゃんと動いてくださっているんだなど、本当に感謝しております。

それで、次の質問なんですけれども、その際、今の商工観光課、消費生活センターとか、いろいろなものが関係してくるんですけれども、そういった関係機関との連携や見守りについてお伺いいたします。

○議長（青木敏久） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 関係機関との連携や見守りについてお答えいたします。

関係機関との連携につきましては、那須烏山警察署や防犯協会と連携し、市内スーパー等で街頭啓発などを行っております。また、市では、那須烏山警察署と防犯広報活動の一環として自治会や学校等に対し防犯教室を実施し、市民の防犯意識向上に努めております。

また、見守りにつきましては、児童生徒の登下校時の安全確保を目的とした子ども見守り隊59名の登録のほか、旧中学校区に1人ずつ、児童生徒の登下校時の見守りや学区の巡回等を行うスクール・ガードリーダーを5名任命しています。子ども見守り隊等の地域ボランティアと関係機関とは絶えず連携を図りながら、安全確保に努めています。引き続き、那須烏山警察署や防犯協会などの関係機関及び自治会や学校、地域ボランティア等と防犯対策に向けて連携してまいりたいと考えておりますので、よろしくお伺いいたします。

○議長（青木敏久） 3番荒井浩二議員。

○3番（荒井浩二） 今、市長から答弁をいただきました。見守りに関しては、子供のこととか、あと高齢者のこととか、いろいろ関わってくると思うんですが、先ほどちらっとお伺いしたんですが、今度、市長や副市長も、明日ですかね、今日、見守り活動を行うということなんですが、せっかくなので、どのような見守り活動、防犯活動を行うのか、ちょっと教えていただければ幸いです。

○議長（青木敏久） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 例年このぐらいの時期に行っている防犯パトロールの一環ですが、防犯・防火診断ということで、両方の巡回を警察署、消防団、自治会、あとは市役所、防犯協会、そういったところを通しながら、一つのチームを組みながら、烏山地区、南那須地区に何班かつくって1時間程度の巡回を行うというようなものでございます。

以上です。

○議長（青木敏久） 3番荒井浩二議員。

○3番（荒井浩二） 野上でやっている防犯パトロールに近いような感じなのかなということで、そのときにいろいろな市の情報とか得られると思うので、多分そういったことも今後市政に生きてくるのかなと勝手に期待します。

それで、今、見守りとかでいろいろある中で、まず、高齢者のほうとかで、これ事前に言ってなかったのだけれどもあれかもしれないんですが、今、見守りシールなんてありますよね。高齢者の見守りシールというのがあって、高齢者の方がそれを持っていると、何か迷ったときとか、そういったときとかに、那須烏山市の見守りシールってありますね。見守りシールについて、もし御説明いただければ。

○議長（青木敏久） 岡健康福祉課長。

○健康福祉課長（岡 誠） 見守りシールと申しますと、QRコードがついていて、認知症なんかが進んでいる方がございます。認知症とかが進んでいる方で、現在、自分の状況が把握できない方のためにQRコードがついていて、それを読み込むことによって、その方のお名前とかが分かるような形にはなっております。

○議長（青木敏久） 3番荒井浩二議員。

○3番（荒井浩二） これってもしかして警察のものなんですか。市のほうで扱っているものですか。

○議長（青木敏久） 岡健康福祉課長。

○健康福祉課長（岡 誠） 市になります。

○議長（青木敏久） 3番荒井浩二議員。

○3番（荒井浩二） 市のホームページとかを見ても、見守りシール交付事業というのがあ

って、市のマスコットキャラクターのほかにQRコードがついて、認知症高齢者の方とか、独り歩きとか、そういう徘徊の癖がある方を見守るためのシールとか、そういったものもあるということで、これは直接的な犯罪というよりは、特定の人を見守るような仕組みだと思うんですけども、ぜひ見守りシールを貼った方を見つけたら、若年性認知症を含む認知症の症状がある方のようなので、お近くに見守りの方がいない場合は、QRコードをスマホとかで読んでいただいて、対象者の保護等に御協力いただければ幸いです。

そういったものがあつたりとか、あと児童の見守り活動については、先ほども市長から答弁がありました。これは警察のほうになるのかもしれないですが、先日もちょうど下野新聞に出ていたのが、子ども110番の家が減少しているということなんですけれども、市内では、これは市で管理しているものではないんですかね。ちょっと確認だけさせてください。警察のほうですかね。

○議長（青木敏久） 齋藤学校教育課長。

○学校教育課長（齋藤浩文） 子ども110番の家ですね、そちらは子供たちが緊急で何かある場合に駆け込みができる場所、こちらのほうは一応323軒、市内のほうにあります。

○議長（青木敏久） 3番荒井浩二議員。

○3番（荒井浩二） 学校教育課、教育委員会のほうで管轄されているということで、これは減っていますか、増えていますか。確認とかって定期的にされていたりするのでしょうか。

○議長（青木敏久） 齋藤学校教育課長。

○学校教育課長（齋藤浩文） 定期的に確認しているんですが、ちょっと減っているとかというまでは、資料を持ってきていないので、申し訳ありませんが、後でお答えいたします。

○議長（青木敏久） 3番荒井浩二議員。

○3番（荒井浩二） ちなみに110番の家だと認識して使われたことというのは、最近あつたりするんですか。

○議長（青木敏久） 齋藤学校教育課長。

○学校教育課長（齋藤浩文） 最近はあつたという御報告は受けておりません。

○議長（青木敏久） 3番荒井浩二議員。

○3番（荒井浩二） こちらは一般家庭とかコンビニとか、市内の商店とかでも加盟されているということで、何かあれば子供が駆け込める場所があるということですね。今、見守り対策、市内のものについていろいろお伺いしたんですけども、最近、市民の方から要望があつたので、この機会にお伝えさせていただきたいんですけども、以前、私のほうでも市内に防犯カメラ、子供の見守りのために防犯カメラ等を設置できないかみたいな一般質問をさせていただいたんですね。そういったものを御覧になってくださった方がいらっしゃって、さらに最

近、特殊詐欺とか悪質な業者とか、いわゆるトクリュウの事件が起きているのを見て、そういうので不安になった方が、そういうのが問題になっていて、今、国会でもそういう話が出てきて、防犯カメラに対する助成金が出るみたいな話がありました。その予算がどうなっているかというのは、私ちょっとそこまでまだ見ていないんですけど、市民の方からの要望としては、防犯カメラをいろいろなところにつけてほしいんだというような話だったんですね。

ただ、いろいろなところにつけると維持管理費、導入費はある程度国のほうで持ってくれるような話は今も幾つかあるんですけど、維持管理費というのがかなりかかるのがネックだというのも前回の一般質問で答弁いただきました。ただ、子供たちが通学するような場所とか、子供がよく行くような場所とか、子供が遊ぶような場所、要所要所に防犯カメラがあれば、何かあったとき、子供に関するだけでなく、人通りがあるところにつけておけば、何かしら使えるんじゃないかというようなお話なんですけど、防犯カメラの設置についていかがでしょうか。子供たちを見守るような防犯カメラの設置というのは、その後、何か話とか出たりしましたか。簡単に答えていただけますか。

○議長（青木敏久） 齋藤学校教育課長。

○学校教育課長（齋藤浩文） 以前、防犯カメラのお話があったと思うんですが、なかなか通学路等の場所に設置というのが、いろいろな箇所がありますので、どこがという部分は難しいのかなと。一応公共施設なんかでは防犯カメラが設置されている場所もありますので、今後、関係機関とかと協議しながら、また検討してまいりたいと思います。

○議長（青木敏久） 3番荒井浩二議員。

○3番（荒井浩二） 登下校のときとか、そういったところに見守り隊とかスクール・ガードリーダーの方がいらっしゃると思うので、そういった方や保護者の方から、ぜひとも登校時の様子とか、子供が放課後どこで遊んでいるのかとか、そういう情報を得て、場所を取りあえず見ていただいて、設置の可否について御検討いただければと思います。これ結構、一般質問をやって、保護者というか、子育て世帯の方からつけてほしいという要望がありました。高齢者の方からもトクリュウとかそういうのもあるから、よく分からない人間が最近いっぱいいるから、そういうのをつけてほしいみたいな、そういうお話を伺いました。

それで、次の質問になるんですけども、こういったいろいろな事件があったりとか、事件に巻き込まれそうな事案がいろいろあって、そういったことで防犯だったりとか、いろいろなことで、市のほうで広報とかそういうことで、どのように住民への危険への喚起を行っているのか教えてください。

○議長（青木敏久） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 広報等による周知についてお答えいたします。

市では、市ホームページや広報お知らせ版等により、市民に犯罪被害防止に係る周知を行うとともに、防犯教室及び出前講座を実施しております。また、防災インフォなすからすやま等でも情報配信を行っております。

なお、那須烏山警察署においては、市の文書配布を活用し、特殊詐欺や犯罪被害防止等の内容を掲載したチラシを毎月配布して周知しております。引き続き、市民の皆様には市のホームページ等を活用した情報発信や防犯教室、出前講座による犯罪から守るための情報を関係機関と協力しながら周知してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（青木敏久） 3番荒井浩二議員。

○3番（荒井浩二） 市長から答弁いただきました。I n f o C a n a lとか、そういったものを使っているということなんですね。文書配布も行っているということで、例えばうちの野上の自治会とかだと、自治会長が本当にしっかりした方なので、何か事件、事故とかの話を知るとすぐ、うちの区長がビラを作ってくださって、それを回覧に回していただくというようなことがあって、自治会の会員の方じゃないと、なかなか見る機会はないのかもしれないんですけども、そういったことで横に、こういうことがあったんだねみたいな世間話にも出てきて、地域の防犯とか、そういったものにつながっていることがあります。

それで、最近だと、市のほうで先ほど市長の答弁にありましたI n f o C a n a lというものがあります。さらに最近は登録者数が1万人を超えた那須烏山市のL I N Eというものがあります。我々市から提供される情報がいろいろなところから、メールとかL I N Eとか、I n f o C a n a lとか、そういったところから来るんですけども、どうしても情報に、みんながみんなI n f o C a n a lを導入しているわけではないし、みんながみんなL I N Eに登録しているわけではないんですけど、そういったところで、受けるメディアによって情報が変わっているんですね。市民の使っているツールによって、防犯情報とか、そういった市からのお知らせを受ける、市民が情報を受ける機会が変わってくるんですけども、そういった情報の平準化というか、広報の周知についてどのようにお考えですか。情報にばらつきがあるんですけど、そういったものを、皆さん、平等に情報を受けたいと思うんですが、あっちにはあって、こっちにはないみたいな、そういったことがあって、結局どっちを使えばいいんだという迷いがある方が多いんですが、そこら辺は市のほうでどういうふうにお考えですか。

○議長（青木敏久） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） まず、情報の発信の仕方で、市から市民に対して情報を発信するツールは、今あったようにL I N E、SNSまたはI n f o C a n a l、防災メール、そういったいろいろな情報はありますが、それらの標準化したデータの取扱い、それは庁内であまり統一されていないというのが現状かなと思いますので、今後につきましては、商工観光課の

消費生活窓口センターも含めて、庁舎内で一度協議させていただきたいなというふうに考えております。

○議長（青木敏久） 3番荒井浩二議員。

○3番（荒井浩二） せっかくある発信のツールなので、I n f o C a n a l とも情報がちょっと偏っているようなイメージがあるので、うまく使って発信の基準というものを決めていっていただきたいと思います。また、情報発信の基準に関して、1つ質問がありまして、例えば私のほうで今回の一般質問をするに当たって、市内でこういう事件がありました。市のほうでどのように把握されているかって事前に職員ともお話しさせていただいたんです。実際に事件にまでは至っていないけれども、そういう事件に至りそうな気配があったこともあって、そういうお話もさせていただいて、だから私のほうではL I N Eで、例えば悪質なリフォーム業者とか、そういった疑われるものが、そういう業者が市内に入ってきているようなので、ぜひとも、テレビとかでも今やっているの、市民の方に向けて注意喚起を行ってほしいと申し上げたんです。

そしたら、実際に事件になっていないものに関しては、業者が本当に悪いか悪くないかというのも正直分からないところもあるのかもしれないんですけど、事件になっていないものに関しては、あまり情報発信ができないということだったんですね。実際この間、還付金の事件があって、10月にはI n f o C a n a l で配信があったんですけども、そういった事前に防犯とかを行うための情報発信について、どのような基準があるんですか。

○議長（青木敏久） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 今まで防災メール、I n f o C a n a l、先ほど偏った情報だというお話があったんですが、その発信の大本となったのは、烏山警察署からの情報を基に市として発信している情報になってございますので、どちらかという、先ほど警察でも個別の案件じゃなく、そういう被害が多いというお答えは荒井議員にもされたということなんですが、そのような情報しか今まではなっておりませんでした。したがって、昨今のこういった悪質な詐欺事件が多くなってきたことから関係機関の連携ということで、先ほど11月22日には境地区の自治会、11月20日は野上地区の自治会連合会、そういったところでもそういう情報がございましたので、情報を収集する、そういう努力はもう既に始まっておりますので、それらを基に警察とも協議しながら、事前の予防対策としての防災対策に努めてまいりたいと思っております。

○議長（青木敏久） 3番荒井浩二議員。

○3番（荒井浩二） よく他市町のL I N Eなんかも私あえてフォローして、どういう情報配信を行っているのかというのをチェックしているんですけども、実際にその土地で事件、

事故が起きているかというのは、私そこまではさすがに把握できていないんですけども、定期的に注意喚起の情報が上がってきております。皆さん、テレビとかで見て知っているんですけども、身近にそんなのがあるのみたいな話をいまだに聞きます。野上地区でも空き巣の被害があったんだよと言って、その前にここら辺を徘徊して地域の情報を探っている人間がいたよみたいな話をされると、うちでもそういうことがあるんだねみたいな、そういうふうにおっしゃる方がいらっしゃるんで、ぜひとも事前の注意喚起を行っていただきたいと思うんですが、改めていかがでしょうか。

○議長（青木敏久） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） テレビだとやっぱり全国規模なので、他人事のような感じで聞く方も市民の方はいらっしゃると思います。市内で起きたり、起きそうな事件については、やはり身近なものを使って市民に連絡するというのは、十分抑止力になるというふうに私も考えますので、今後につきましては、そういったところも含めて、先ほどの標準化のところもお話ししましたが、どういった情報の流し方がいいのかも含めて協議し、発信をしていきたいというふうに思っております。

○議長（青木敏久） 3番荒井浩二議員。

○3番（荒井浩二） それでは、よろしく願いいたします。

次の質問に移らせていただきます。2つ目の敬老会についてお伺いいたします。

何かありますか。すみません、答弁いただけそうなのでお願いします。

○議長（青木敏久） 齋藤学校教育課長。

○学校教育課長（齋藤浩文） 大変申し訳ありません。先ほどの子ども110番の家なんですけど、令和元年に360軒ありました。現在は323軒なので、やはり減っているというのが現状であります。ちなみに去年は323件で、令和5年度は同じ件数となっております。大変申し訳ありませんでした。

○議長（青木敏久） 3番荒井浩二議員。

○3番（荒井浩二） では、次の質問に移らせていただきます。敬老会についてお伺いいたします。

2025年には団塊の世代が75歳を迎えて、国民の5人に1人が後期高齢者となるいわゆる2025年問題が懸案されております。本市の現状における対策と今後の施策を含めて、地域の敬老会の開催についてお伺いいたします。

まず、2025年問題への施策についてお伺いいたします。

○議長（青木敏久） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 2025年問題への施策についてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる2025年には社会保障費の増大や、医療・介護体制維持の困難化、働き手不足が深刻化すると予想されています。

本市においては、既に高齢者に占める後期高齢者の割合が半数以上を占め、推計では、高齢者の総人口は徐々に減少するものの、2025年以降も後期高齢者の割合は増えていく見込みとなっています。また、要支援・要介護認定者数、認知症高齢者数も増加が見込まれております。

こうした状況を踏まえ、高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づき、高齢者福祉施策を総合的、一体的に進めているところであります。本市では、地域包括ケアシステムの深化に向け、関係機関や市民の協力を得て、介護予防事業、生活支援体制整備事業、在宅医療・介護連携推進事業等を進めております。

特に、超高齢化社会が進む中で、地域の高齢者の居場所づくりを進めてきたところであります。居場所の利用を推進することで介護予防につながり、介護認定や介護サービス利用者の抑制が期待されます。また、運営を担うスタッフにおいても、自身の生きがいづくりや健康増進、フレイル予防につながるなどのメリットがございます。協力者として支え手となっている方が、今後、10年後、20年後には支えられる側になっていくことから、2025年を一つの区切りとして事業評価しつつ、10年後、20年後を見据えた事業の展開を進めてまいります。

また、地域共生社会の実現に向けた認知症関連事業や、複雑化・複合化した福祉課題への対応が包括的に図られるよう、重層的支援体制の強化に努めてまいりますので、御理解のほどお願いいたします。

○議長（青木敏久） 3番荒井浩二議員。

○3番（荒井浩二） 市長から2025年問題の施策をお伺いいたしました。私も最近、ふれあいの里とか、いきいきクラブとか、ちょっとお邪魔させていただいて、皆さん、昔とそんなに変わらない気もするんですね。地元の方が多いので、昔から顔を知ってて、自分たちが知っている高齢者というよりは、昔は60歳くらいになると、ちょっと語弊があるかもしれないんですけど、ちょっと腰が曲がっていらっしゃる感じがあったんですが、最近の方というのは、70歳とかでも本当に元気で走り回っているという印象があります。実際に走り回っている方がいらっしゃると思うんですけど、すごい元気なんだなと。ただ、その中で人が減ってきて、孤独な方も増えているなという印象があります。その中で、自治会とか、いろいろなところで民生委員の方とかが現場で対応に当たってくださっていると思うんですけど、その中で年に1回行うというのが、敬老会というものがあります。こちらの敬老会への対応と開催状況についてお伺いいたします。

○議長（青木敏久） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 敬老会事業についてお答えいたします。

まず、今年度の開催状況としましては、102自治会と9施設で敬老会事業を実施しており、集いの場の開催は全体の2割であり、記念品のみ配布の自治会が約8割となっております。

次に、敬老会への対応につきましては、高齢者福祉についての関心と理解を深め、高齢者が自ら生活向上に努める意欲を高めるために、各自治会等が開催する敬老会に対し、事務費及び運営費を交付しております。

議員御指摘の2025年問題を考慮しますと、市による財政負担の増加が想定される場所ではございますが、敬老会の開催趣旨に鑑みれば、敬老会事業は非常に有効であり、引き続き継続していく必要性を強く感じているところであります。敬老会等検討委員会からの御意見をいただきながら、事業の継続を見据えた見直しについても検討を行っているところでありますので、御理解のほうをお願いしたいと思います。

また、今年度は自治会への丁寧な説明がなく、開催のときにいろいろな御意見をいただきましたので、今後、より一層、丁寧な説明をさせていただきながら、運営がお互いできますように努めてまいりますので、御理解のほどをお願いしたいと思います。

○議長（青木敏久） 3番荒井浩二議員。

○3番（荒井浩二） 今年はちょっと軽微な、祝い金とか、そういったものに関して変更があって、自治会との連携がうまく取れてなかったというのは確かにあったのかもしれないんですが、今回、全体の2割の自治会が敬老会を行っているということなんですが、対象者というのは何人くらいで、人口の何%くらいになるんですかね。

○議長（青木敏久） 岡健康福祉課長。

○健康福祉課長（岡 誠） 敬老会の対象者は77歳以上ですので、77歳以上の方の名簿掲載者が4,436名。そのうち実際に敬老会等の対象として記念品等をいただいたとか、集いの場に参加された方が4,264名で、96.1%になります。

○議長（青木敏久） 3番荒井浩二議員。

○3番（荒井浩二） これは年々減っているのでしょうか。パーセンテージとして、敬老会を行っているところ、記念品だけになっているところというのは変わってきているという、どういうふうに変わってきていますか。

○議長（青木敏久） 岡健康福祉課長。

○健康福祉課長（岡 誠） ごめんなさい、パーセント的なものはちょっと分からないんですが、コロナ禍前につきましては、約9割の自治会が集いの場を開催しておりました。それ以外については、記念品等で対応していたところもあったと思われまして。コロナ禍で2年間お休みをしていただきました。その後につきましては、昨年度の交付金の対象が、令和5年度が

4,170人で、今年が4,264名ですので、ほぼ横並びか、若干増えた程度になっております。高齢化に伴って増えていくところはあると思います。

○議長（青木敏久） 3番荒井浩二議員。

○3番（荒井浩二） 敬老会の今の開催の概要についてお伺いしました。

それで、次の質問なんですけれども、敬老会を行うに当たって、いろいろな高齢者の名簿とかがあると思うんです。その中にも自治会の加入者と非加入者がいらっしゃって、敬老会の開催に当たって自治会加入者と非加入者の扱い、また、今後の敬老会の在り方についてお伺いいたします。

○議長（青木敏久） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 自治会加入者と非加入者の扱い、今後の敬老会の在り方についてお答えいたします。

まず、自治会加入者と非加入者の扱いでございますが、敬老会交付金に関しましては、自治会未加入者を敬老会事業の対象とするかは、自治会の判断になっております。自治会未加入者でも、自治会において敬老会事業の対象とする場合には、交付金の対象としております。

次に、今後の敬老会の在り方でございますが、県内の敬老会事業実施状況は、県内25市町中22市町が実施しており、その実施方法は様々ですが、自治会や行政区主催が多く、市町主催での事業実施は少なく感じているところであります。敬老会等検討委員会からの御意見をいただきながら、事業の継続を見据えた見直しも検討しているところであります。自治会によって判断が違いますので、ちょっと一概に私たちは言えませんが、要望があるところには支給させていただくような形を取っております。

○議長（青木敏久） 3番荒井浩二議員。

○3番（荒井浩二） 敬老会の自治会加入者と非加入者の扱いに関して、敬老会に招待するかしないかとか、その取りまとめに関しては、自治会の判断に任せるという御答弁だったと思うんですが、今、この数字を見て、敬老会の開催が減ってきて、ほとんど記念品のものになっていて、何か記念品があれば、自治会の方が自治会の非加入者の家のところまで記念品を持っていったりとかするんですね。その取りまとめとか、そういうものに関して、これが自治会の判断に任されているということで、自治会側でも結構、実はこの取りまとめが負担になっているんですね。ただ、やめようと思ってもやめられないというようなところで、できればこういうところを市でやっていただければいいか、加入者と非加入者の扱いに関して、市のほうで方針を出していただけたらなみたいな話があるんですが、いかがでしょうか。

○議長（青木敏久） 岡健康福祉課長。

○健康福祉課長（岡 誠） まず、敬老会に係ります交付金に関しましては、敬老会の実施

主体があくまでも自治会でありまして、敬老会事業交付金は自治会経費の負担軽減を図ることを目的に交付しておるものでございます。その辺を考えますと、やはり敬老会が地域の高齢者の見守り活動や高齢者の外出の機会の一環となることを踏まえますと、高齢者の身近な存在である自治会主催での実施が望ましいと考えていますので、引き続き敬老会のほうは自治会で開催していただけますようお願いしたいと思います。

○議長（青木敏久） 3番荒井浩二議員。

○3番（荒井浩二） 今、自治会のほうでできれば開催してほしいということだったんですが、その前の市長答弁でも自治会、行政区単位での開催が多いということで、市町の主催というのは少ないんだということなんですが、少ないとはいえ、あることはあるんだと思うんです。本市で敬老会を開催するというような、統合した市内全体の高齢者を、敬老会対象者さんを集めた市の合同敬老会みたいな、そういったものを検討したことというのはあるんですか。

○議長（青木敏久） 岡健康福祉課長。

○健康福祉課長（岡 誠） 申し訳ありません。過去の経過についてはちょっと分からないところでございます。

○議長（青木敏久） 3番荒井浩二議員。

○3番（荒井浩二） 敬老会の検討会とか、あと自治会の集まりとか、いろいろあると思うので、ぜひともそういった地元の方、実際の実務に当たられる方の意見を聞いていただいて、その時代に合わせて敬老会の形を検討していただければなと思います。

それで、次の質問に移らせていただきます。3番目の中学生の海外派遣事業について、教育長にお伺いいたします。

こちら通告したのは3つの項目なんですけれども、先ほどの福田議員の一般質問の中で同様の質問があるということを事前に分かっておりましたので、職員の業務負担の軽減とか、議場内での時間の節約のためにも、こちらは節約させていただきます。これは事前に協議済みの話でございます。

それで、直接3番目の質問をお伺いしたいんですけれども、本事業による成果とその体験の共有、他生徒への還元についてお伺いいたします。

○議長（青木敏久） 内藤教育長。

○教育長（内藤雅伸） それでは、本事業による成果とその体験の共有、他生徒への還元についてお答えいたします。

本事業による成果につきましては、先ほど福田議員へ答弁させていただいたとおりでございます。体験の共有につきましては、報告会を実施させていただいたというお話をさせていただきましたが、その報告会での成果・感想の発表の実施や市のホームページ、広報誌等への掲載

を予定しておるところでございます。また、個々において、家庭や学校で生徒に体験を伝えていくという報告もいただいております、先ほど述べさせていただいたとおりでございます。

しかしながら、今回の事業の体験の共有や他生徒への還元につきましては、今後の課題と受け止めておるところでもございます。国際交流や学校等、広く体験の共有を図れるよう検討してまいりますので、御理解くださいますようお願い申し上げます。

○議長（青木敏久） 3番荒井浩二議員。

○3番（荒井浩二） 今、教育長から答弁をいただきました。私も先日の報告会にお邪魔しました。そちらのほうで、議長もいらっしゃって、いろいろ拝見、いろいろな生徒たちの報告を聞いていて、最後、教育長が英語で講評されていたんですけども、ここですね、私も行って見て、報告自体を聞くのは面白かったですけれども、ちょっと残念だなと思ったのが、そちらにいらっしゃったのが関係者と保護者しかいなかったんですね。こちらは市のほうで800万円以上の予算がかかっている、生徒10人が行って、生徒1人当たりの自己負担額が30万円くらいかかっているんですね。決して今回対象となった生徒の家庭が裕福とか、そういう意味ではなくて、留学したいという希望を持って、選考試験もあって、それに受かった子供の成長を後押しするのに、行ってこいという気持ちで保護者の方は30万円を出してくださったんだと思うんですね。ただ、その一方で、実際には行きたくても行けなかった子がいるんだと思うんですね。また、海外に全然御興味がない子なんかもちろんいると思います。

そういった中で、市のお金、税金を使って、それを予算化して行っているわけなんですけれども、行けた子は、確かに自己負担もあるけれども、半分は市の負担で行っているわけなんです。お金を出せば、正直、市の事業じゃなくても交換留学というのはできると思うんです。海外旅行もできると思います。ただ、できない子に関して、公金を使っている、税金を使っている中で、行った子だけが、行った子が経験を積むというのはもちろん大切なんですけれども、行けなかった子に対して還元するべきだと思うんです。教育長の答弁でも、先ほどの福田議員の答弁にもありましたが、どうやって今後、ほかの生徒たちに還元していくのかとか、そういうお話をされていましたが、ちなみに学校での報告会とかというのはやらないんですかね。

○議長（青木敏久） 齋藤学校教育課長。

○学校教育課長（齋藤浩文） 学校のほうの報告会のほうはありません。

○議長（青木敏久） 3番荒井浩二議員。

○3番（荒井浩二） ぜひともやっていただきたいなと思うんです。ただ、今回、市内に住んでいる中学生が対象だったということで、宇都宮の私立の学校に行っている子なんか中にはいたりもしたので、学校単位となると、市内の学校での報告会になるのかなとか思ったりするんですけども、これ以前は中高生の海外派遣事業でしたね。今回、何で中学生だけだった

んですか。昔は、入っていないのでしたっけ。ごめんなさい、これちょっと勘違いしました。

それで、体験格差というものがあると思うんですが、今後これを交換留学に私はすべきだと思うんですが、いかがでしょうか。税金を使って行くのはいいけれども、その行った先で仲よくなった人間を連れてきて、こっちで交流するというほうがコミュニケーションとして広がりやすいというか、税金を使っている関係上、いろいろな人に還元できると思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（青木敏久） 齋藤学校教育課長。

○学校教育課長（齋藤浩文） 今回は派遣事業ということで、交流とはまた別であります、国際交流につきましては、今までは姉妹都市とか、そういった協定を結びまして国際交流をしていたというのが現状であります。今、メノモニーのほうで、交流がちょっと滞っており、なかなか復活できないという状況になっておりますので、なかなか国際交流というのは難しいのかなというふうに思っております。今後、関係機関、国際交流協会とかいろいろありますので、そういったもので何かできるかというのは検討してみたいなと思っております。

○議長（青木敏久） 3番荒井浩二議員。

○3番（荒井浩二） やっぱり交流じゃないと駄目だなと思うので、ただ、これは相手方も見つけて、相手方にもお金がかかることなので、ある程度ハードルはあるんだと思うんです。ただ、先日、NHKのニュースで拝見したんですけれども、多分2日前だったんですけれども、栃木県で外国人の交流を支援して旅行客を増やそうというような事業を行ってまして、交流人口を増やして、将来的なりピーター客につなげるということで、海外から中学生だったり、高校生を受け入れているということで、氏家のさくら清修高校、そちらのほうに台湾のほうから生徒が40人くらい来て、さくら清修で交換留学をやって、その後、大田原で農業体験をやって、その後、埼玉県のほうに行ったということなんですけれども、これ県の支援で行っているということなんですけれども、どういった流れでこういう支援を受けられるのか、本市でもそういったところの県の協力を行えないのか、御存じでしたらお伺いします。

○議長（青木敏久） 黒尾生涯学習課長。

○生涯学習課長（黒尾明美） 本市で行えるかということの前になんですが、今おっしゃられていた事業については、県の観光交流課のほうのインバウンドの推進の事業として行っているものでして、そういったところで、まず実施されているものですということです。市内の学校のほうでその受入れができるかどうかというところは、学校のほうですので、特にこちらからお答えするところではできないということで答弁します。

○議長（青木敏久） 3番荒井浩二議員。

○3番（荒井浩二） これ中学校だったり、高校だったりとかということなんですけれども、

どういった事業か、まだもしかしたらよく周知されていないのかもしれないんですが、ちょっと調べて、ぜひともうちで取り組めないか検討していただきたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（青木敏久） 内藤教育長。

○教育長（内藤雅伸） お答えいたします。先ほどの黒尾課長の答弁ですが、さくら清修高校に来た台湾の生徒たちは修学旅行で来たんですね。ですので、もし本市のほうにも、海外の中学生はなかなかないんですけれども、海外から修学旅行等でぜひ伺いたいということがあったときには前向きに考えて計画を立てたり、受入体制を整えられるかどうか検討してまいるといことで国際交流を進められればというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（青木敏久） 3番荒井浩二議員。

○3番（荒井浩二） 修学旅行とか、そういったものの観光ツーリズムって実は旅行業界の中でも結構売上げの重要な位置を占めていたりするので、そういった人の流れができてくれば、体験型の旅行の流れが市にもしのできるのであれば、それはすてきなことなので、ぜひとも調べて検討していただきたいなと思います。

それで、私のほうで委員長を今仰せつかっております文教福祉常任委員会のほうでも、来月行政視察を行います。埼玉県のほうにお伺いするんですけれども、その一部で、2日目は川越に行くんですが、FAMトリップという言葉がありまして、ターゲットとする国のツアーコンダクターだったり、インフルエンサー、メディアに現地を視察してもらって、それらの観光や体験をコンテンツ化して外国人向けに発信してもらおうという事業を川越市で行っているようなので、そういったものを川越へ行政視察に行ったときにお伺いできればなと考えています。

ちょっと話が広がってってしまうんですけれども、前回一般質問で提案させていただいた中に、アキュムの紹介ページを英語で作成してはいかがかと申し上げたんです。アキュム堪能モデルツアーみたいなものを海外の鉄道ファン向けに試験的に行って、ウェブ上でシェアしてもらったり、紹介していただくようなことをもしあれだったらやってみても面白いのかなと思います。日本の人が本市を訪れてくれなくても、外国の方はむしろ、現在の日本において、日本人も外国人もあまり認知していないような観光地や体験を旅行の中で発掘しようとしているので、アキュム導入10周年だったり、烏山線開通101周年を迎えた今こそチャンスだと思うんですが、いかがでしょうか、こういう体験型。ちょっと話が広がってしまって、ごめんなさい、これは提案の中であれなんですけれども、それを例えば交換留学とか体験、今おっしゃっていたような事業に盛り込めればなというのが提案の中なんです。

例えば、隣に那珂川町がありますよね。那珂川町の飯塚邸って皆さん御存じだと思うんですが、そういったところでも同様の取組を行っていて、外国人のインフルエンサーみたい

な方をお招きしてツアーを組んで回ってもらって、それを発信してもらっている。その中に例えば福田製紙所なんか入っていたりするんですね。これは福田さんから聞いたお話なんですけれども、そういった中で同じ体験、有名なインフルエンサーだったりとか、そういった方と同じ旅行体験を追体験したいという方がいらっしゃるので、そういったものを学校レベルでつくってもらって交換留学事業になれば理想的だなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（青木敏久） 今、中学生派遣事業ですけど、それに絡めてですね。可能な範囲で、今ちょっと広がりましたので。齋藤学校教育課長。

○学校教育課長（齋藤浩文） 先ほど教育長から申しましたとおり、修学旅行とかでもし学校等を利用したいという場合であれば、学校のほうは利用可能だと思います。ツアーを組んで全てをやるということになると、全体的に学校としては難しいのかなというふうに思っております。

○議長（青木敏久） 3番荒井浩二議員。

○3番（荒井浩二） なかなか難しいのかもしれないんですけども、取っかかりとして、今回の派遣事業に関しては、私は交換留学、海外交流事業であるべきだと、公金を使うのであれば、そうあるべきだと考えております。その中で留学、私も留学経験ってないんですが、留学できなくても海外とか、そういったもののつながりがあれば、私は英語圏にもこだわる必要はないと思っているんですけど、そういった中で、子供たちに機会があれば、子供たちは育つかなと、私、子供いないんですけども、自分の体験上そう思うので、ぜひとも前向きに検討していただいて、今回の派遣事業をぜひ前進させていただければなと思います。

こちらで私の一般質問のほうを終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（青木敏久） 以上で3番荒井浩二議員の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開を14時10分といたします。

休憩 午後 1時59分

再開 午後 2時10分

○議長（青木敏久） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第2 発議第1号 那須烏山市議会議員定数条例の一部改正について

○議長（青木敏久） 日程第2 発議第1号 那須烏山市議会議員定数条例の一部改正についてを議題といたします。

事務局長に議案を朗読させます。

○**議会事務局長（菊地唯一）** 発議第1号 那須烏山市議会議員定数条例の一部改正について。

那須烏山市議会議員定数条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めることについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和6年12月6日提出。

提出者、那須烏山市議会議員、中山五男。

賛成者、福田長弘、荒井浩二、矢板清枝、滝口貴史、小堀道和、相馬正典、田島信二。

以上でございます。

○**議長（青木敏久）** 議案提出者である中山五男議員より趣旨説明を求めます。

14番中山五男議員。

〔14番 中山五男 登壇〕

○**14番（中山五男）** 提案理由を申し上げます。ただいま上程いたしました発議第1号につき、提案理由を申し上げます。

本議会のあるべき議員定数につきましては、議会改革推進特別委員会におきまして、議員全員によるアンケート調査を実施したところ、その平均値は14.3名でありました。その後、議員全員協議会におきまして、議長指導の下、複数回にわたり議論を重ねてまいったところ、過半数を超える議会議員の意見として、本市議会議員の定数は、様々の観点からして、現定数16名から2名削減し、14名とすることが適正であるとしたことから、本日その改正案を提出したところであります。

議員定数削減案には、異論をお持ちの方が複数おりますことを承知しておりますが、議員全員、何とぞ御同意の上、可決・御決定くださるよう伏してお願いを申し上げます。

○**議長（青木敏久）** 以上で議案提出者の趣旨説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はございませんか。

4番堀江清一議員。

○**4番（堀江清一）** 私、この定数2名減に対して、決め方に異議を申し上げました。アンケート結果は16名でいいという方が4名、現在1名欠ですけれども、15名でいいという方が4名、その時点で過半数なんです。15名以上ということで、アンケート調査の結果ではです。それで過半数を超えているにもかかわらず、平均値を取ると14.3名、そのような結果になったからそういうふうにします。これは議会改革委員会で、全会一致で決めたと言っているんですが、平均値を取るに当たって、最低、要するに定数を一番低くアンケートで書いた人が11名です。

正直言いますと、議会で賛成多数か反対かでやったらば、その時点でアンケートを基にして

決めるということ自体よりも、8人の方が15名以上だということであれば、その時点で本来15名以上になるのではないかと、私はそのように思っています。決め方に疑問を持っております。私は15名ということで意見を述べさせていただきました。よって、私はこれに対しては反対いたします。

○議長（青木敏久） まだ討論に行っていないので、質疑です。

○4番（堀江清一） すみません、大変勘違いしておりました。ですから、その決め方に関して非常に疑問を抱いております。その決め方が正当かどうかお伺いします。

○議長（青木敏久） 14番中山五男議員。

○14番（中山五男） それでは、堀江議員の御質問にお答えをいたします。

これは前回の議員全員協議会の中で、私もそれは申し上げました。16名とすることが4名、15名が適正であるというのが4名、合わせて8名いるわけです。そういう中で、この14.3名というのは果たしていいのかということで、このことも私は議員全員協議会の中で議題として申し上げたわけでありまして。しかし、最終的に皆さんの意見から、このアンケートの結果だけではありません。県内それぞれの同規模程度の議会議員の定数、また、今後の那須烏山市の人口減少程度、様々な点を考慮した中で、やはり今回の定数は2名減の14名が適数であろうということで、これは賛成多数で前回の議員全員協議会の中では決定をしたわけですから、どうぞ御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（青木敏久） 4番堀江清一議員。

○4番（堀江清一） 質疑ですからあれですけども、先ほど言ったように決め方ということで非常に疑問を持っております。11名ということは、16名から11名です。5名減です。これは非常に現実的ではないと思うんです。それも含めて14.3名になったということが非常に疑わしい。そういうことで、平均を取るということで決めたということには非常に疑問を持っております。ほかの自治体のことを参考にしたと言いますが、これはほかの自治体を参考にする必要があるんでしょうか。その辺、お伺いします。

○議長（青木敏久） 14番中山五男議員。

○14番（中山五男） 那須烏山市は那須烏山市としての独自の皆さんの考えでもって決定すること、これが好ましいと、私はそう思っているところであります。しかし、堀江議員に申し上げますが、前回の議員全員協議会の中でもう議論は尽くした。そこで、最後に議長が採決をし、大多数の議会議員の皆さんが、14名が適数だろうということに決定をしたからこそ、本日、改正案を提出させてもらったわけでありまして。そのような異議がありましたら、ぜひ私

は前回の議員全員協議会の場でもっともっと議論していただきたかった。残念であります。

以上です。

○議長（青木敏久） 4番堀江清一議員。

○4番（堀江清一） 前回の全員協議会で議論されたことは、議会改革特別委員会が全会一致で決まったことだから、それは反対しようが何しようが、それはそれで決まりだよということで終わってしまいました。そしたら議論も何も必要ないじゃないですか。そしたら報告だけで結構ですよ。そしたら、14名ということで行きますよということを進めればいいだけの話なんです。そこで、私は意見を言わせてもらったまででございます。

以上です。

○議長（青木敏久） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

まず、報告に対する反対討論の発言を許します。

16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） 16番平塚英教でございます。

今回の発議第1号 那須烏山市議会議員の定数条例の一部改正については、議員発議による御提案でございますが、現在の那須烏山市議会議員の定数を2名削減し、定数を14名にする提案でございます。これについては、私は反対を申し上げます。

19年前に南那須町と烏山町が合併いたしまして那須烏山市が誕生したわけでございますが、当時、旧南那須町議会は定数が17名であり、旧烏山町議会は19名でございました。それが合併新市の議員定数を20名として市議会が出発したわけでありまして、何回か定数削減を行って、2年前の前の通常市議会議員選挙から16名に削減をしたわけでありまして。そして現在に至っているわけでありまして、合併当時、両町の町議の議席が36名であったわけでございますが、それが定数16名というものは、現在の定数は決して多過ぎるものではないと私は考えます。

これ以上の削減は、中山間地を多く抱える本市にとって議員空白地域が広がり、地域間格差の拡大が危惧され、地域の要求や声が行政に届きにくくなるものと考えます。地方議会は行政

執行部に対して、住民の声、要求を届け、また、二元代表制により、行政執行が行き過ぎたり、間違ったりしないようにチェック・アンド・バランスの機能を発揮して、住民の負託に応えることこそ最大の使命と考えるものであります。

議員定数削減は、この二元制による議会制民主主義の権能を低めることになるものと考えます。市議会は市執行部に対し、車の両輪としてチェック・アンド・バランスの役割を發揮し、市民の負託に応え、より一層の市民が主役の市政実現に向けて積極的な政策提言を行い、また、無駄のない行財政運営、福祉の向上、市政発展に努めることこそ本来の役割ではないかと考えます。こういう立場から、私はこの議員定数削減に反対をいたします。

○議長（青木敏久） 次に、賛成討論の発言を許します。

1 番高木洋一議員。

○1 番（高木洋一） 議席番号1 番高木洋一でございます。

ただいま上程されました発議第1号 那須烏山市議会議員定数条例の一部改正について、私は賛成の立場で討論いたします。

那須烏山市議会の最高規範であります議会基本条例の第29条第2項には、「議員定数を改正しようとするときは、議会の役割及び機能を十分果たせるよう、市の人口規模、委員会審査の充実、行政に対する監視評価機能の実効性、市の財政状況等を勘案し、その改正の明確な理由を付して、議案を提出するものとする。」と規定されております。

本市におきましては、人口規模及び財政規模ともに右肩下がりとなっており、残念ながら、今後の本市の人口及び財政力も厳しい状況となることが推測されていることから、議員定数の削減は必要と考えます。現在の議員定数である16名から2名削減することに対しましては、一部異論もございましたが、議員定数に関し、県内ほか市町の状況を見ましても、本市と人口が同規模の自治体の議員定数は13名もしくは14名であり、その中には本市より面積が大きい自治体もあることから、行政に対する監視評価機能の実効性は確保可能であると考え、自ら厳しい選択をすることといたしました。

結びになりますが、私たち議員は、議員定数削減後もこれまでと変わらず市民の声をつかみ、それを市政に力強く発信していくことができると強く信じています。

以上、賛成討論といたします。

○議長（青木敏久） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第2 発議第1号 那須烏山市議会議員定数条例の一部改正について、原案のとおり決定することに賛成議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（青木敏久） 起立多数と認めます。よって、発議第1号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第3 発議第2号 議員倫理特別委員会の設置について

○議長（青木敏久） 日程第3 発議第2号 議員倫理特別委員会の設置についてを議題といたします。

事務局長に議案を朗読させます。

○議会事務局長（菊地唯一） 発議第2号 議員倫理特別委員会の設置について。

那須烏山市議会委員会設置及び運営条例第8条の規定により、次のとおり特別委員会を設置するものとする。

令和6年12月6日提出。

提出者、那須烏山市議会議員、矢板清枝。

賛成者、滝口貴史。

- 1、委員会の名称、議員倫理特別委員会。
- 2、設置の目的、議員倫理に関する調査研究のため。
- 3、設置の期間、設置の日から調査終了の日まで。
- 4、委員の定数、5名。

以上でございます。

○議長（青木敏久） 議案提出者である矢板清枝議員より趣旨説明を求めます。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時28分

再開 午後 2時29分

○議長（青木敏久） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案提出者である矢板清枝議員より趣旨説明を求めます。

7番矢板清枝議員。

〔7番 矢板清枝 登壇〕

○7番（矢板清枝） それでは、説明させていただきます。

発議第2号 議員倫理特別委員会の設置について、提案の趣旨を説明いたします。

本案につきましては、過日開催された議員報告会において、市民から議員倫理に関する発言

があったことを受けまして、特別委員会を設置するものであります。

本特別委員会は、本市議会議員の倫理の確立を図り、市民に信頼される市議会づくりを進め、公正で民主的な市政の発展に寄与するため、議場外での議員活動における政治倫理に対し調査研究を進めるものであります。

名称を議員倫理特別委員会、設置の目的を議員倫理に関する調査研究のため、設置の期間を設置の日から調査終了の日まで、委員定数を5名とする特別委員会の設置について提案するものであります。

何とぞ慎重に御審議の上、可決・決定賜りますようお願いを申し上げ、提案の趣旨説明いたします。

○議長（青木敏久） 以上で趣旨説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 異議なしと認めます。よって、これで質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 次に、賛成討論の発言を許します。

討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第3 発議第2号 議員倫理特別委員会の設置について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 異議なしと認めます。よって、発議第2号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第4 報告第1号 特別委員会委員の選任について

○議長（青木敏久） 日程第4 報告第1号 特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（菊地唯一） 報告第1号 特別委員会委員の選任について。

那須烏山市議会委員会設置及び運営条例第8条第3項において準用する第4条第1項の規定により、特別委員会委員の選任をしたので、次のとおり報告する。

令和6年12月6日提出。那須烏山市議会議長、青木敏久。

議員倫理特別委員会5名。福田長弘、興野一美、矢板清枝、滝口貴史、高田悦男。

以上でございます。

○議長（青木敏久） 特別委員会委員の選任については、那須烏山市議会委員会設置及び運営条例第8条第3項において準用する第4条第1項の規定に基づき、議長が指名することになっておりますので、ただいまの朗読のとおり選任いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時34分

再開 午後 2時36分

○議長（青木敏久） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第5 報告第2号 特別委員会委員長及び副委員長の報告について

○議長（青木敏久） 日程第5 報告第2号 特別委員会委員長及び副委員長の報告についてを議題といたします。

各特別委員会の委員長及び副委員長の互選結果を事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（菊地唯一） 報告第2号 特別委員会委員長及び副委員長の報告について。

那須烏山市議会委員会設置及び運営条例第11条第2項の規定による、委員長及び副委員長の互選をしたので、次のとおり報告する。

令和6年12月6日提出。那須烏山市議会議長、青木敏久。

議会倫理特別委員会委員長、矢板清枝。副委員長、滝口貴史。

以上でございます。

○議長（青木敏久） 特別委員会の委員長及び副委員長の報告については、那須烏山市議会委員会設置及び運営条例第11条第2項の規定に基づき、委員会において互選することになっておりますので、ただいまの朗読のとおり報告いたします。

◎日程第6 閉会中の継続調査の申し出について

○議長（青木敏久） 日程第6 閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。
事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（菊地唯一） 閉会中の継続調査の申し出について。

本委員会は、次の調査事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、那須烏山市議会会議規則第110条の規定により申し出ます。

事件1、議員倫理に関する事項。2、その他特に必要と認めた事項。

理由、閉会中の議員倫理に関する事項等の調査研究のため。

期間、調査終了の日まで。

以上でございます。

○議長（青木敏久） お諮りいたします。議員倫理特別委員会委員長から提出された那須烏山市議会規則第110条の規定に基づく閉会中の継続調査の申し出について、これを承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 異議なしと認めます。

よって、議員倫理特別委員会委員長から提出された閉会中の継続調査の申し出につきましては、これを承認することに決定いたしました。

○議長（青木敏久） 以上で、11月29日から本日まで8日間にわたりました本定例会の日程は全部終了いたしました。各位の御協力、大変ありがとうございました。

以上をもちまして、令和6年第4回那須烏山市議会12月定例会を閉会いたします。御苦勞さまでした。

[午後 2時39分閉会]

上記会議録を証するため下記署名いたします。

令和7年2月18日

議 長 青 木 敏 久

署 名 議 員 高 木 洋 一

署 名 議 員 福 田 長 弘